

新宮町告示第13号

令和3年第1回新宮町議会定例会を次のとおり招集する

令和3年2月22日

新宮町長 長崎 武利

1 期 日 令和3年3月2日

2 場 所 新宮町議会議事堂

○開会日に応招した議員

安武久美子君

末吉富美徳君

上畝地白馬君

大牟田直人君

北崎 和博君

松井 和行君

温水 眞君

濱田 幸君

西 健太郎君

高木 義輔君

横大路政之君

牧野真紀子君

○3月2日に応招した議員

全員

○3月4日に応招した議員

全員

○3月18日に応招した議員

全員

○応招しなかった議員

なし

令和3年 第1回（定例）新 宮 町 議 会 会 議 録（第1日）

令和3年3月2日（火曜日）

議事日程（第1号）

令和3年3月2日 午前9時30分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第7号議案 新宮町東部地区観光交流拠点施設設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第4 第8号議案 新宮町墓地等の経営の許可等に関する条例の制定について
- 日程第5 第9号議案 新宮町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 第10号議案 新宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 第11号議案 新宮町公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 第12号議案 令和2年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について
- 日程第9 第13号議案 令和2年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第10 第14号議案 令和2年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第11 第15号議案 令和2年度新宮町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について
- 日程第12 第16号議案 令和2年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について
- 日程第13 第17号議案 令和2年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第14 第18号議案 令和2年度新宮町水道事業会計補正予算について
- 日程第15 第19号議案 令和2年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について
- 日程第16 第20号議案 令和2年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計補正予算について
- 日程第17 第21号議案 令和2年度新宮町一般会計補正予算について
- 日程第18 第22号議案 令和3年度新宮町渡船事業特別会計予算について
- 日程第19 第23号議案 令和3年度新宮町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第20 第24号議案 令和3年度新宮町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第21 第25号議案 令和3年度新宮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第22 第26号議案 令和3年度新宮町相島診療所事業特別会計予算について
- 日程第23 第27号議案 令和3年度新宮町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第24 第28号議案 令和3年度新宮町水道事業会計予算について

- 日程第25 第29号議案 令和3年度新宮町公共下水道事業会計予算について
- 日程第26 第30号議案 令和3年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計予算について
- 日程第27 第31号議案 令和3年度新宮町一般会計予算について
- 日程第28 第32号議案 工事請負契約の変更について（新宮町立学校校内通信ネットワーク整備工事）
- 日程第29 第33号議案 財産の価格を減額して売却することについて
- 日程第30 第34号議案 新宮町東部地区観光交流拠点施設の指定管理者の指定について
- 日程第31 第35号議案 都市公園区域の一部廃止について（的野公園）
- 日程第32 第36号議案 相島辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第33 第37号議案 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第34 第38号議案 新宮町と両筑衛生施設組合との間におけるし尿終末処理事業の事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議について
- 日程第35 報告第1号 令和3年度新宮町土地開発公社事業計画について
- 日程第36 報告第2号 令和3年度公益財団法人新宮町文化振興財団事業計画について
- 日程第37 報告第3号 新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について
- 日程第38 報告第4号 例月出納検査結果報告について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第7号議案 新宮町東部地区観光交流拠点施設設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第4 第8号議案 新宮町墓地等の経営の許可等に関する条例の制定について
- 日程第5 第9号議案 新宮町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 第10号議案 新宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 第11号議案 新宮町公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 第12号議案 令和2年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について
- 日程第9 第13号議案 令和2年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第10 第14号議案 令和2年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第11 第15号議案 令和2年度新宮町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について
- 日程第12 第16号議案 令和2年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について

日程第13	第17号議案	令和2年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算について
日程第14	第18号議案	令和2年度新宮町水道事業会計補正予算について
日程第15	第19号議案	令和2年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について
日程第16	第20号議案	令和2年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計補正予算について
日程第17	第21号議案	令和2年度新宮町一般会計補正予算について
日程第18	第22号議案	令和3年度新宮町渡船事業特別会計予算について
日程第19	第23号議案	令和3年度新宮町国民健康保険特別会計予算について
日程第20	第24号議案	令和3年度新宮町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第21	第25号議案	令和3年度新宮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
日程第22	第26号議案	令和3年度新宮町相島診療所事業特別会計予算について
日程第23	第27号議案	令和3年度新宮町簡易水道事業特別会計予算について
日程第24	第28号議案	令和3年度新宮町水道事業会計予算について
日程第25	第29号議案	令和3年度新宮町公共下水道事業会計予算について
日程第26	第30号議案	令和3年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計予算について
日程第27	第31号議案	令和3年度新宮町一般会計予算について
日程第28	第32号議案	工事請負契約の変更について（新宮町立学校校内通信ネットワーク整備工事）
日程第29	第33号議案	財産の価格を減額して売却することについて
日程第30	第34号議案	新宮町東部地区観光交流拠点施設の指定管理者の指定について
日程第31	第35号議案	都市公園区域の一部廃止について（的野公園）
日程第32	第36号議案	相島辺地に係る総合整備計画の策定について
日程第33	第37号議案	福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同規約の変更について
日程第34	第38号議案	新宮町と両筑衛生施設組合との間におけるし尿終末処理事業の事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議について
日程第35	報告第1号	令和3年度新宮町土地開発公社事業計画について
日程第36	報告第2号	令和3年度公益財団法人新宮町文化振興財団事業計画について
日程第37	報告第3号	新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について
日程第38	報告第4号	例月出納検査結果報告について

出席議員（12名）

1 番	安武久美子君	2 番	温水 眞君
3 番	末吉富美徳君	4 番	濱田 幸君
5 番	上畝地白馬君	6 番	西 健太郎君
7 番	大牟田直人君	8 番	高木 義輔君
9 番	北崎 和博君	10 番	横大路政之君
11 番	松井 和行君	12 番	牧野真紀子君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 …………… 井上 和広君 議会事務局主幹 …………… 桐島美佐子君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	長崎 武利君	副町長 ……………	吉村 隆信君
副町長 ……………	福田 猛君	教育長 ……………	宮川 優子君
総務課長 ……………	太田 達也君	地域協働課長 ……………	片山 勇二君
政策経営課長 ……………	阿部 宏紀君	税務課長 ……………	高橋 忠久君
住民課長 ……………	大原 稲子君	健康福祉課長 ……………	山口 望美君
子育て支援課長 ……………	藤木 恵介君	産業振興課長 ……………	高木 昭典君
環境課長 ……………	安河内正路君	都市整備課長 ……………	桐島 光昭君
上下水道課長 ……………	本田陽一郎君	会計管理者 ……………	末永富士美君
社会教育課長 ……………	西田 大輔君	学校教育課主幹 ……………	三船 史郎君
代表監査委員 ……………	吉田 雅文君		

午前9時30分開会

○議会事務局長(井上 和広君) 起立。礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長(牧野 真紀子君) おはようございます。

ただいまから、令和3年第1回新宮町議会定例会を開会いたします。

配付の日程表により直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1. 会議録署名議員の指名について

○議長(牧野 真紀子君) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、5 番、上畝地白馬議員、6 番、西健太郎議員、事故に備えて 7 番、大牟田直人議員を指名いたします。

日程第 2. 会期決定の件について

○議長(牧野 真紀子君) 日程第 2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 18 日までの 17 日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から 3 月 18 日までの 17 日間と決定いたしました。

会期中の日程は別に配付いたしております会期日程表のとおりですので、議員並びに執行部のご協力をよろしくお願いいたします。

議案の審議に入ります前に、招集されました町長に挨拶をお願いいたします。

町長。

○町長(長崎 武利君) 皆様、おはようございます。

本日、ここに令和 3 年第 1 回新宮町議会定例会を招集いたしましたところ、大変ご多用の中、議員の皆様のご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

それでは、令和 3 年度予算案をはじめといたします重要な議案をご審議いただく新宮町議会第 1 回定例会の開会にあたりまして、新年度に臨みます町政運営の方針と施策の概要について申し述べ、議員各位のご賛同とあわせまして、町民の皆様のご理解を賜りたいと存じます。

最近の世界情勢につきましては、昨年行われましたアメリカ合衆国大統領選挙において、新たにバイデン大統領が誕生をいたしました。が、混乱は続いており、日本を始め各国との関係にどのような変化がもたらされるか、世界的に注目が集まっているところでございます。また、新型コロナウイルスにつきましては、発生から 1 年が経過いたしました。国内においてもワクチンの接種が始まりましたが、変異ウイルスも確認され、今後の感染状況の動向は不明で、外交や各国民の生活にまで影響を及ぼしており、社会経済活動の長期的な停滞は極めて憂慮すべき事案となっております。

国内では、安倍首相の辞任により、菅首相へ政権が引き継がれましたが、「桜を見る会」の問題や新型コロナウイルス感染症対策の評価、9月に発足するデジタル庁の動向など本年10月に任期満了を迎える衆議院議員の解散総選挙への影響も今後注視が必要でございます。一昨年の元号改正、消費税率の引上げ、幼児教育・保育の無償化など社会の大きな変化の年に続き、昨年は新型コロナウイルス感染症対策に多くの時間を費やすこととなりました。その中で新しい生活様式の定着を図るとともに、環境整備も含め役場における新たな働き方の導入をできるものから実施しているところでございます。

国は情報システムの標準化をはじめとする自治体デジタルトランスフォーメーションなど次世代型行政サービスを強力に推進することとしてICT技術を駆使した社会を目指しており、本町においてもWEB会議の導入・活用を行い、人と人との接触の低減を図っています。便利になる一方で、人と人とのつながりや思いやりの心が失われていくのではないかと懸念もいたしますが、今後は、行政サービスの分野などにおいても、先端的な技術の導入につきまして積極的に検討をし、地域課題の解決に取り組んでいく必要があると思っております。

本年は、延期されておりました東京オリンピック・パラリンピックが開催される予定でございます。新型コロナウイルス感染症の影響により、リーマンショック以上といわれる景気の低迷は続いており、十分な感染対策が行われた上での開催による経済効果への期待と、国外からの多くの来訪者と国内での人の移動に伴う感染拡大の不安が入り交じった複雑な状況のように感じております。

本町の現状に関しましては、本年1月末の人口は3万3,694人で、前年同期と比べまして300人の増となっており、緩やかな人口増加が続いております。これは、交通の利便性や生活環境の充実により、多くの方が新宮町に住みたい、住み続けたいと思っていただけた結果ではないかと考えております。

令和2年度の町政全般につきましては、新宮東中学校に隣接する防災活動拠点、新宮ふれあいの丘公園の整備を継続して実施しており、昨年6月にはこの一角に元気で健康な高齢者づくりや生きがいつくりの拠点となる「ふれあい交流館」を建設し供用を開始しております。また、一昨年被災した相島漁港沖防波堤につきましては、2基の災害復旧工事が完了しましたが、昨年9月の台風9号により被災したものにつきましては、国との協議を終え、発注の準備を行っております。令和2年3月に策定いたしました第2期新宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、第1期を継承したものとなっており、その重点事項であります東部地域や相島の振興策の推進、交流拠点づくりと地域コミュニティ強化の推進につきましては、地域ごとの実情に応じた地域振興策、趣向を凝らしたイベントが新型コロナウイルス感染症の影響により中止あるいは規模の縮小となり、計画どおりに進められない年となったところでございます。一方、特産品の活用による地域

振興と町の自主財源の確保という目的で行っております返礼品を伴いますふるさと納税事業は、年々寄附額を増やしている状況ではございますが、今後の動向には引き続き注意が必要と考えております。コロナ禍においても、感染症対策、新しい生活様式の定着とともに、これらの事業を少しでも進めることができましたことは、町議会の皆様はもとより、町民の皆様のご理解とご協力の賜物であると改めて感謝を申し上げる次第でございます。

それでは、新年度におけます主要施策、新規事業、特徴的事業と概要について、令和3年度からスタートします第6次総合計画基本構想の分野別の基本目標ごとに分けて説明をまいります。第6次総合計画では、20年後、30年後を見据え、3つのまちづくりの基本理念を掲げ、まちの将来像を「人がいきいき 未来をつむぐ 挑戦するまち しんぐう」として、7つの分野別の基本目標をとりまとめたところでございます。また、事業費の多少にかかわらず、私の考え方や取り組み姿勢についても触れさせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、総合計画の第1章から第3章まで、子育て支援や教育、文化、人権、健康、福祉などの分野からでございます。

子育て環境の充実について、待機児童対策については、0、1、2歳を中心に待機児童が発生をしているため、令和2年度から保育確保事業費補助金に改め、引き続き保育士の処遇改善を図りながら、待機児童解消に努めます。

また、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センターの機能の充実に努め、子育て中の家族の不安や負担の低減を図るとともに、幼児教育・保育の無償化の影響を的確に把握しながら、町立幼稚園の在り方を検討してまいります。

次に、学校教育につきましては、新型コロナウイルスの感染防止対策として、GIGAスクール構想、タブレットパソコンの導入など計画を前倒しして実施しているところでございます。厳しい財政状況ではありますが、校舎や体育館の大規模改修、教育現場におけるICT環境の整備などを計画的に進めていかなければならないと考えております。

また、小中学校においては、確かな学力の定着と子どもたちの抱える様々な悩みに対応するため、引き続き学習面では、各支援員を配置するとともに、心身の健全な発達のため、スクールカウンセラー、心の教室相談員、巡回相談員等がきめ細やかに対応してまいります。また、プログラミング教育についても、Society 5.0、第5の新たな社会に対応できる子どもを育てるため計画性をもって対応してまいります。一方、地域振興にも寄与する相島の小中学校における漁村留学でございますが、令和3年4月からは、小学生9名、中学生4名が島外から通学することになっております。海に囲まれた特色ある学習環境の中、子どもたちが貴重な経験を積み重ね、相互に刺激を受けながら共に成長する姿が定着してきております。

また、幼児教育・保育の無償化の影響により、園児数の減少が著しい町立幼稚園の方向性につきましては、新年度の早い時期に方針を決定したいと考えております。

生涯学習・生涯スポーツの推進につきましては、シーオーレ新宮やそびあしんぐうで学習する機会を提供するとともに、スポーツに親しみやすい環境づくりを進めてまいります。

人権行政の分野では、新宮町差別をなくし人権を守る条例の改正、新宮町人権教育啓発基本指針及び同実施計画の見直しを行いました。人を思いやり快適に暮らせるまちづくりを進めるため、またあらゆる差別に対する啓発や教育を積極的に推進するため、三月間町民のつどいや人権フェスティバルの継続と充実を図ります。

町民の健康づくりにつきましては、病気の早期発見・治療のため健診内容・体制を整備し、受診率向上を図るとともに、健康増進計画に基づく各種予防事業の実施に努めてまいります。また、感染症予防のため、マスクの着用や手洗いの実践など感染症対策を推進するとともに啓発を実施してまいります。

地域福祉につきましては、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるようお互いに支え合える地域づくりを推進してまいります。社会福祉協議会、しんぐるっと、支え合いのまちづくり推進会議などの関係団体と協力をし、地域福祉の充実に努めるとともに、新たな福祉ボランティアの育成にも努めてまいります。本町の高齢化率は、県内でも非常に低い状況でございますが、高齢者人口・高齢化率は着実に増加をしております。町シルバー人材センターや町シニアクラブ連合会を支援し、高齢者の働く場の創出と生きがいづくり、元気で健康な高齢者づくりを推進してまいります。また、ふれあいの丘公園の一角に建設をしましたふれあい交流館や地域の公民館を活用し、高齢者の介護予防事業を推進してまいります。

次に総合計画の第4章から第6章まで、環境、土地利用や道路・交通、上下水道、防災、産業振興、地域振興などの分野についてでございます。

まず、環境につきましては、地球温暖化防止対策として、省エネルギー・省資源化を進めるため住民などへの啓発に努めるとともに、5Rの推進や家庭・事業所におけるごみの発生抑制、減量などに取り組んでまいります。

また、新宮東中学校やふれあいの丘公園の隣接区域で検討されております三代土地区画整理事業につきましては、組合の設立が予定をされており、事業実施に向けて支援してまいりますとともに、都市計画道路三代的野線の整備につきましても引き続き検討してまいります。さらに、下府農地につきましても、土地区画整理事業の検討が進められていることから、今後も組合の設立、事業実施に向けて支援をしてまいりたいと思っております。

道路関係では、国の交付金を活用し、事業を進めております町道の野寺浦線の拡幅改良工事につきまして、事業の完了には少し時間を要しますが、引き続き整備を進めてまいります。新宮東

中学校に隣接します防災活動拠点としての機能をあわせ持つ新宮ふれあいの丘公園整備事業につきましては、引き続き施設整備を行うとともに周辺の安全な避難路や救援物資などの輸送路の確保のため道路の整備等を行います。

自然環境などの保全と活用につきまして、本町には潮風や飛び砂から暮らしを守るための楡の松原がございます。この白砂青松の新宮海岸を次世代に引き継ぐため、議員の皆様を含め地域、企業、学校などのご理解とご協力のもと、松林を保全する取り組みを協働で進めているところでございます。町民の憩いの場としても活用できるように、新宮町クリーン作戦などを含め、年間5回から6回程度、比較的規模の大きな楡の松原保全活動を実施しておりますが、範囲が広いため継続的な取り組みが必要でございますので、引き続きご理解とご協力をお願いをいたします。

老朽化が著しい雲雀ヶ丘町営住宅の移転・建て替えにつきましては、緑ヶ浜池埋立地に緑ヶ浜町営住宅として工事が完了をしております。今後雲雀ヶ丘町営住宅の解体及び跡地の処分、緑ヶ浜町営住宅隣接地の整備など、地元と協議を行い進めてまいります。

また、町内の自転車駐車場につきましては、引き続き利用状況を確認しながら、ＪＲ新宮中央駅や福工大前駅の駐輪場の管理運営方法、増設・改善などを検討してまいります。

相島の簡易水道施設につきましては、安定した水の供給のため、第２ダム改修工事を年度内完成予定で進めており、渇水期には海水淡水化装置の運転も行っております。今後は、水道事業・簡易水道事業の健全経営のため、コスト削減に努め、長期的な視点で現有施設の効率的な更新、水源確保など総合的に検討してまいりたいと思っております。

下水道事業につきましては、中央処理区域のうち三代地区・原上地区の整備を進めてまいります。また、既存の下水道施設の機能維持のためストックマネジメント計画に基づき、計画的に維持、更新工事を実施するとともに、中央処理区の汚水流入量の動向に注視し、既存施設での処理を目標としつつも、必要があれば新宮中央浄化センターの増強事業を検討いたします。

生活環境の改善につきましては、騒音や振動など発生状況を調査・確認し、関係機関への改善要望を実施します。

災害対策につきましては、地域防災計画の抜本的な見直しを行うとともに、地域防災力の強化を図るため自主防災組織の設立支援や避難訓練の実施、防災意識向上のため「自助」・「共助」の啓発に努めます。また、消防団活動の機動力確保のため準中型自動車運転免許取得補助事業を始めるとしております。水害や土砂災害を防ぐため、河川護岸整備を計画的に実施するとともに、相島地区においては急傾斜地崩落対策事業を推進します。

防犯対策につきましては、防犯専門官を引き続き確保し、各地域での自主防犯活動団体の設立支援と防犯知識の向上のための啓発に努めてまいります。また、交通安全指導員を中心に交通安全意識の向上のため、交通マナーや交通ルールの啓発を推進いたします。新型コロナウイルス感

感染症の収束が見えない中、住民の生活や企業の経済活動に大きな影響を及ぼす事態に対しては、日頃から関係機関との連携や情報交換を行い、迅速かつ適切に対応ができるように努めてまいります。

農業振興に関しましては、農産物直販所「ひとまるの里」は賑わっており、地元農水産物の消費拡大ができておりますが、農業後継者の減少、耕作放棄地及び鳥獣被害の増加などが課題となっております。認定農業者をはじめとした新たな担い手の育成支援に努めるとともに、営農環境の継続や荒廃農地の有効利用を進めるため、粕屋農協や農家、新宮町おもてなし協会などと連携をし、新たな組織や仕組みづくりを検討してまいります。また、有害鳥獣による農作物被害を防止するため、被害防止柵設置への補助や猟友会と協力をした駆除活動を実施してまいります。

商工業の振興につきましては、新宮ブランドのさらなる展開を図るため、商工会や新宮町おもてなし協会と連携をし、町内製品のPRと新たな特産品の開発を推進するとともに、新規起業者を対象とした創業支援を実施してまいります。また、立花口地区にスマートインターチェンジ設置の検討を進めており、隣接地域への流通業務施設などの誘致についても検討してまいります。

観光につきましては、新型コロナウイルスの影響により、旅行や移動の自粛のため、町を訪れる人が減少することとなりました。このような状況がしばらく続くことも想定しながら、観光情報の発信、観光資源の利活用や特産品の開発などの支援に努めてまいります。

次に、地方創生、地域振興の推進についてでございますが、町全体の人口増加傾向も将来的には人口減少に転じ、地域によっては加速度的な高齢化が懸念をされます。相島地区や東部地区では少子高齢化に伴い人口減少が進んでおり、地域特性に応じた地域振興策が必要と考えております。昨年スタートいたしました第2期新宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、地域の皆様とともに、地域活性化のための仕組みや実践を進める計画でございましたが、新型コロナウイルスの影響もあり、予定どおりには進んでいない状況でございます。今後は、観光客や交流人口の増加を目指し、地域資源や古民家などを活用した交流拠点の整備を推進いたします。

最後に総合計画の第7章、協働のまちづくり、行政運営や情報化などの分野でございます。人口が増加している中でも高齢化や核家族化などにより、地域におけるコミュニティ活動の担い手が不足している状況が見られます。住民などとの協働のもとに、これからの地域コミュニティ組織のより良いあり方について検討してまいります。また、住民参画を推進するためにも行政懇談会を引き続き実施し、地域の要望や住民の皆様の声を直接お聞きしてまいりたいと思っております。ふるさと納税事業につきましては、令和元年度の寄附額が約23億7,000万円であったのに対しまして、令和2年度は1月末までで36億円を突破いたしました。本町の返礼品であまおうやみかんなどの農産品、明太子などの海産品は変わらず好評で、新型コロナウイルス感染症の影響が懸念されましたが、旅行や外出の自粛はふるさとへの寄附に拍車をかけることとなり、

加えて事業者の協力や特産品の調達に関わる新宮町おもてなし協会の頑張りもあり、前年度の寄附額を大きく上回る結果となりました。行政組織につきましては、国においてデジタル庁が9月に設立される予定であり、今後デジタル化、ICT技術を活用した社会の仕組みの変革は、ますます進展するものと思われます。この変革に対応するため、AIやRPAなどの先進技術を活用し、業務の効率化や住民サービスの向上に努めてまいります。また、相島においては、光テーブルを敷設し情報通信環境の整備を進めてまいります。一方で、地方分権や権限委譲の進展などにより町の業務量は増加している状況で、職員が少し足りていないように感じております。本町には、多くの会計年度任用職員もおられますが、総合的に判断し、計画的に職員を採用してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、見送っておりましたシーオーレ新宮にある健康福祉課の健康づくり担当の移動につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業をより効率的に行うため、福祉センターの耐震化を含めた改修工事の前に予定しており、あわせてコールセンターを開設することにしております。限られた施設と人員において効率的に行政運営を行ってまいりするための判断でございますので、ご理解とご協力をお願いいたします。これらの件につきましては、広報やホームページ等をとおして、町民や関係者の皆様に周知を図ってまいります。

また、台風により2年続けて被災をした相島漁港沖防波堤の5基の災害復旧工事に取りかかる予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、令和3年度予算の概要について、国の動向も含め申し述べます。

国は「経済財政運営と改革の基本方針2020」において、新型コロナウイルス感染症拡大への対応、経済活動の段階的な引き上げ、防災・減災・国土強靱化、「新たな日常」の実現など今後の政策対応の方向性が示されております。本町予算とも関連する国の令和3年度予算は、感染拡大防止に万全を期しつつ、中長期的な課題、デジタル社会・グリーン社会の実現、活力ある地方創り、少子化対策など全世代型の社会保障制度の構築等にも対応したものとなっているようでございます。

また、地方財政対策においては、地域デジタル社会の推進、まち・ひと・しごと創生事業費の確保、地域社会の維持・再生、社会保障の充実及び人づくり革命等に取り組みつつ、安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額について、令和2年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされておりますが、令和2年度徴収猶予の特例分を除くと前年を下回る63兆1,000億円の計上となりました。そのような状況を踏まえ策定いたしました令和3年度の予算案でございますが、一般会計は、予算総額131億8,360万7,000円で対前年比5.4パーセントの増となります。水道事業会計及び公共下水道事業会計を除く7つの特別会計の予算総額は、30億1,797万9,000円で、対前年比6.2パーセントの減。水道事業会

計は、9億2,645万1,000円で対前年比5パーセントの減であります。公共下水道事業会計は、15億9,405万8,000円で、対前年比0.4パーセントの減となりました。令和3年度も新宮ふれあいの丘公園及びその周辺の道路整備、さらには新型コロナウイルス感染症対策の経常経費化、扶助費や公債費など義務的経費の増により、財政的には厳しい状況が続くことを想定をし、職員一人ひとりが時代の変化や住民ニーズを的確にとらえ、事業の必要性和効果を検討をし、継続分を含め、すべての事業についてコスト削減を図るものとして策定をいたしました。

今後の財政運営につきましては、経常収支比率や健全化判断比率、財政調整基金現在高などを注視しながら、第6次総合計画に盛り込まれました施策、事務事業を実施、実行していくため、近い将来に予測されます事業経費を的確に見定め、財政シミュレーションによるチェックを行いながら進めてまいります。

繰り返しになりますが、20年後、30年後も変わらず、私たちの子や孫、未来を生きる世代に責任を持った持続可能なまちづくりを実現するための準備期間のスタートとして取組んでまいり所存でございます。今後とも町議会の皆様、そして町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。令和3年度の施政方針とさせていただきます。

それでは、本日提案いたしております議案は、条例の制定、改廃等5件、令和2年度補正予算10件、令和3年度当初予算10件、契約等3件、路線変更認定等1件、外部規約協定等3件、計32議案、諸報告4件となっています。なお、最終日には追加議案を予定しております。よろしくご審議いただきまして、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。議会招集の挨拶とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長(牧野 真紀子君) これより議案の審議に入ります。

日程第3. 第7号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第3、第7号議案、新宮町東部地区観光交流拠点施設設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長(高木 昭典君) おはようございます。

第7号議案、新宮町東部地区観光交流拠点施設設置及び管理に関する条例の制定について説明いたします。理由といたしまして、平成30年度に購入いたしました立花口区の古民家を令和2年度に地方創生拠点整備交付金を活用して改修を行ってまいりました。この古民家を東部地区の観光の振興と地域の活性化の核として推進し、情報の発信及び交流の場として活用するため施設

を設置し、管理する事項を定めることを目的として、新宮町東部地区観光交流拠点施設設置及び管理に関する条例を制定するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により町議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。条例の構成といたしまして、前半部分を拠点施設の設置に関すること。そして、後半部分に管理に関することについて条文化しております。第1条で設置、第2条で名称及び位置を定めております。第3条で開館時間及び休館日を、第4条から次ページ、2ページですね。第8条までは、使用に関する許可及び制限、使用料、禁止、取消し事由について定めています。第9条に原状回復、第10条に損害賠償の義務をそれぞれ定めております。第11条から3ページ、第14条までについては拠点施設の管理を指定管理者が行う際の規定を定め、第15条に委任について定めております。

附則といたしまして、この条例は、拠点施設の供用開始まで準備等を行う期間を含めて9月を超えない範囲で、規則で定める日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。北崎議員。

○議員(9番 北崎 和博君) はい。ちょっとお尋ねします。

何点かあるんですけども、まず第9条。原状回復義務というのが定めてありますけども、この施設においての原状回復というのは、どの時点の、どういう状況を指すのかというのが1点。それと、最後ですけども要は起算して、9月を超えない範囲内から規則で定める日から施行するということになっていきますけども、これがどうしてこういうふうな条項になったのかっていうのが2点目ですね。あとその下2番目に、準備行為というのがございますけども、これは何をもって準備行為というふうに定義づけるのかというところですね。それと、14条ですね。これは、この条文の中で町長というのを指定管理者に読み替えるということなんでしょうけども、ちょっと私の認識の中ではそういうふうな条例が新宮町の中にあつたのかどうかちゅうのはちょっと定かでないんですけども、なぜこういうふうな形にしとかないといけないのかというところが4点目。その4点をお尋ねします。

○議長(牧野 真紀子君) 産業振興課長。

○産業振興課長(高木 昭典君) はい。お答えいたします。

まず、第9条の件につきましてですけども、原状回復ということは、利用者が入れかわったりとかする可能性がございます。その際に、例えば厨房の中身の機器とか、そういうものをどうするかというところで、原状回復を求めるのか、それともそれを次の利用者のほうに引き継ぐのかというところで、そういうところで原状回復ということでございます。

附則のところになります。9月を超えない日からということではしております。あと、必要な準

備行為ということでご質問をいただいておりますけども、9月を超えない日ということで、今月中に本体の改修工事は終わるんですけども、そのあとに準備期間として中身の、こういったお店にするかとか、そういったところでまだ地元の方との協議等も進んでおりませんので、そういったところを進めていくという意味で、10月ごろを開店予定としておりますので、この条例についてはその時点から効力を発するというで考えているというところでございます。

第14条についてです。町長ではなく、指定管理者なのかというところでございますが、今回これ指定管理者ということで、この建物、施設については任せていきたいということで考えております。これについては、指定管理者と利用者についての条文ということになってきますので、町長を指定管理者と読み替えるということにとらえていただければと思っております。

以上でございます。

○議長(牧野 真紀子君) はい、北崎議員。

○議員(9番 北崎 和博君) まずね、原状回復ですけども、要は今月の末に工事が終了して、そしてそれから参入されるお店か何かわかりませんが、そういうのが決まると。原状回復っていうのは、要は今月末に工事が完了した部分が原状回復ということで捉えとってよろしいんですかという意味合いのことなんですね。その点をちょっと回答ください。

それと、条例を制定するわけですから、その附則の中で、9月を超えないとかいう文言が要るのかなと。要は、公布の日から施行するとかね、そういうことでいいんじゃないかなと私は思うんですけどね。その点をちょっとお尋ねします。

それと、これ14条のところなんですけど、今課長が答弁されたことは分かるんですよ。こういうふうな、言ったらこの指定管理者の方に言うたら、絶大な権限が出てくるように思うんですね。なぜその条例の中にそういうふうな文言を入れないといけないのか。その点がちょっと私は疑問なのでお尋ねをしたんですね。相島の指定管理をしている島の駅がありますね。それも管理条例があるんですけども、それとは全然中身違うんですね。だから、なぜそういうふうな形で今回、こういうような形にされたのかということをお伺いしたかったんです。

○議長(牧野 真紀子君) いいですか、産業振興課長。

○産業振興課長(高木 昭典君) はい。お答えいたします。原状回復の時期ということですけども、原状回復、基本的には原状という今の時点ということになって、完成時期ということになってくると思いますが、ただやはりこの施設等に先ほど言いました厨房施設等を搬入いたしますりしますので、その関係上その時点っていうことになってくると、その時点時点ということになってきますので、現状というのはその時点ということで捉えていきたいというふうに考えております。今の現時点というのは今の状態ということで、さらの状態ということになってくると思います。

あと9月を超えないっていうことで、こちらのほうちょっとこれの開店時期がちょっとまだ未定というか、10月を予定しているんですけども、そういったことで先行してこの条例を定めるということを考えまして、どうしたらちょっとこの条例が生きてくるかというところを考えたところ、規則によって委ねることが最適じゃないかということで、今回このような形で定めているというところでございます。

あと、第14条について指定管理者に絶大な特権というか、与えるんじゃないかというところでございますけども、基本的にはこの施設については町が所有でございますので、町長が基本ということになってきますけども、この分については基本協定等により指定管理者と町のつながりという関係というのは細かく定めていきたいと思っておりますので、その中で町が主導といいますか、町の所有物でありますので、そういったことで町の意向を指定管理者に反映させていくというところでございます。以上でございます。

○議長(牧野 真紀子君) はい。北崎議員。

○議員(9番 北崎 和博君) はい。原状回復につきましては理解しました。その14条ですけどね、私が申し上げているのは、要は、島の駅も条例がありますね。その条例と比較すると、えらく14条については指定管理者の権限が大きくなるというふうに読み取れるんです。だから、なぜ要はその島の駅の条例と今回の条例と、14条を絡めたような形になってるのかと、そこが知りたかったんです。これについては、島の駅の条例自体が、要はちょっと不備があったというふうな形で今回こうされたのかどうかと、そこら辺の见解を教えていただきたいかったです。

なぜ、そういうことを言うかということ、相島交流施設の設置条例、それは例えば、賃料ですね。明記してありますね。あっちもね。それとは別に減免規定もあるんですね。相島の部分については、それは、地元の方とかそこら辺のことも加味してされていると思うんですけども、この本条例については第6条ですね、年間65万円の使用料を納付しなければならないというふうにして減免規定もないですよ、多分。ないですよ。島の駅の部分については、相島の交流施設については利用料、今回は使用料、その違いが私はわかりませんけども、そういった何か少しずつ何か違うところがあるんです。だからその点がなぜそういうふうな形になったのかということが知りたかったんですね。

○議長(牧野 真紀子君) 産業振興課長。

○産業振興課長(高木 昭典君) はい。この条例と相島の観光交流拠点施設ということで比較されるかと思いますが、内容的にニュアンス的には一緒です。この辺の作り込み、条例の作り手によってちょっといろいろ変わりますが、その辺が内容的には全く変わらないという、全くじゃないですけどほぼほぼ変わらないというところでございまして、先ほど申しました指定管理者ということで相島観光交流拠点施設については、業務の範囲とは定めております。こ

ちらのほうは町長ということになっておりますけれども、この範囲を指定管理者と読み替えるということで、内容的には変わらないというふうに捉えていただきたいと思います。

○議長(牧野 真紀子君) はい。北崎議員。

○議員(9番 北崎 和博君) もうちょっと、最後にしますけども、あまり変わらないという認識ではちょっとどうかなと思うんです。要は、町長を指定管理者に読み替えるということは、この指定管理者が要は、町長のかわりでいろいろここについては采配っていうか、いろんなことが指示も含めてできるというところなんです。

6条に関しては、もうこれはもう65万円ということで、もううたってあるので例えば、地元の方が何かやりたいと言ったときに、そういうふうな減免も出来ないというふうな条文になっているんですね。だから、地域振興とか、同じですよ。相島も立花口もですね。地域振興の一助になればということで施設を設置するわけですから、そこら辺のこともやっぱり条例の中でうたうべきじゃなかろうかと思うんです。それをこの14条で指定管理者に読み替えるということであれば、これ指定管理者の判断になってしまうんですよ。相島については、これ町長の判断ということになるので、変わらないというふうな認識ではちょっと違うんじゃないかというふうに私は思っているんですけども、いかがでしょうか。

○議長(牧野 真紀子君) いいですか。産業振興課長。

○産業振興課長(高木 昭典君) はい。こちらの条文ですけれども、あくまでもこちらのものについては町長を読み替えるということでございますけども、根本には基本協定というものがございまして、その中で指定管理者と町長の間でそういう協定が結ばれるということで対応できるのではないかというふうに考えております。以上です。

○議長(牧野 真紀子君) はい、ほかにございませんか。高木議員。

○議員(8番 高木 義輔君) 1つ、お尋ねします。指定管理者のメリットっていいですか、指定管理者に指名された団体かどこか、どこかよくわかりませんけれども、どういうことを想定してあるかわかりませんけども、そのメリットっていうのはどの部分を指すんでしょうかね。ちょっとそこをまずお尋ねしたい。

○議長(牧野 真紀子君) はい、産業振興課長。

○産業振興課長(高木 昭典君) はい。お答えいたします。指定管理者制度というのは、平成15年ですかね改正されてその制度が始まったと思いますけども、その中でやはり民間に任せるものは民間ということで、そういったことでこういう営利といいますか、こういう公共的なもの、そして利益が出るようなもの、そういったものをそういう専門の団体に任せたほうが効率的な運営ができるというような、こういう専門的な事業者がこういう施設の運営を行ったほうがメリットがあるという判断をいたしまして、そういう指定管理をするという形をとっているというところ

ろでございます。以上です。

○議長(牧野 真紀子君) 高木議員。

○議員(8 番 高木 義輔君) いや、私が聞いているのは、それはもうわかっとなんです。前から、指定管理者って、私もそぴあにおりましたからよくわかっています。お尋ねしたのは、指定管理者のメリットはどういうところにあるんですかって今回、それをお尋ねしています。何か経費がいただけるんでしょうか。もう管理するには報酬をいただかないと、それはなかなか出来んでしょから、そういう数字的なものはどこにあるんでしょうかっていうことです。

○議長(牧野 真紀子君) はい、吉村副町長。

○副町長(吉村 隆信君) はい。まず、指定管理者を指定するということで、従来、行政が直接管理した場合に、いろんな経費とか発注形態とか、民間のノウハウによる効率化とか、そういったものが十分に発揮できないってことで指定管理者がご存じのように導入されたわけですけども、指定管理者制度と言ってますけども実質的には包括委託、包括的に管理を委託するということです、その中では使用料っていうのは行政しか徴収できない料金でございます。それを、ここの読み替え規定の中で、指定管理者に委託した場合は利用料金として、ある一定の許容範囲の中で料金を定めることができると、なおかつ必要経費について、効率化を図ればその差額が生じるということで、その金額を年度協定、もしくは包括協定、基本協定とか、年度協定で定めることによってあらかじめこれぐらいの金額で指定管理料をお支払いしますよと。逆に利用料との差額で利益が出るような場合は、指定管理料を支給しないというような形になっております。ですから、指定管理者っていうのは全体的施設の管理も含めて、部分的には行政も今まで委託業務を、その一つの施設に対して複数の委託業務で発注しておりましたけども、これは全体的施設の管理を包括的にその権限を持つてするということになります。

先ほどの質問でございましたけども、この使用料のところもそうなんですけども、この場合、例えばこの施設の場合は指定管理者に委託する、そのうちの大きな施設を例えば、食堂を営営するところにその業者が1番よさそうなところを選定すると。で、そこから出るものに対して使用料を利用料金として指定管理者が徴収する。で、そこに来るまた一般の観光客、地域の方、そういう人たちの利用も考えられるということで、指定管理者が直接利用する場合というよりも、その中には定期的にそこを借入れて利用する方もいらっしゃるし、1日1日利用される方もいらっしゃるという形態でございますので、そういう方たちをうまく最小の経費で運営していくということだろうと思います。ですから、指定管理者のメリットっていうのは利用料金、行政とある程度の範囲内で使用料に相当するものをお互いに決めまして、そして定期的に入場料が例えば要るもの、もしくは使用料としてその施設を一部貸出しするものに対する使用料、その辺の範囲を1番、行政もそれは自由に決めていいよということになりますので基本協定なり年度

協定で金額の上限は定めますけども、その範囲内で効率的に運営することによりメリットを出すというのが、指定管理者のメリットだというふうに考えております。

○議長(牧野 真紀子君) 高木議員。

○議員(8番 高木 義輔君) その辺はよくわかっているんです。だから、この契約の指定管理者と契約するのは別にあるんですかって数字的なものが、この第6条の中に65万円っていう数字が入っていますよね。何でかなあと思ったら、指定管理者と使用者の契約っていうふうにとらえていいのかなというふうに思っているんですけど、その辺はどうか。それと、この65万円っていうのが、妥当かどうかっていうのは別問題として、それはそれで決めてよろしかろうと思うんですけども、その65万円を本当に実際活動する業者といいますか、企業が指定管理者と契約して65万円を指定管理者のほうに払うというふうなことで理解しとっていいんですかっていうことを僕はそれだけを聞いたかったんですよ。メリットっていうのは何かっていったら、それしかないんじゃないかなと思うんですけど。

○議長(牧野 真紀子君) 産業振興課長。

○産業振興課長(高木 昭典君) はい。利用料については65万円、利用者から指定管理者に支払うということで間違いありません。以上です。

○議長(牧野 真紀子君) よろしいですか。いいですか。はい、吉村副町長。

○副町長(吉村 隆信君) この14条に3条から5条までは、町長とあるのは指定管理者とするになっていますので、この65万円はそこを定期的に利用するような施設が入ったときにその施設から指定管理者が徴収するものとなっております。以上です。

○議長(牧野 真紀子君) いいですかね。はい、ほかに質問ありませんか。はい、濱田議員。

○議員(4番 濱田 幸君) この東部地区の交流拠点の飲食スペースを提供しようとする、そこを利用する方が65万円の使用料を納付ってということですよね。この交流拠点がちょっと私も全体のあれがわからないんですけど、飲食を出すスペース以外の広さもどれぐらいあるのかなと思うんですけど、そういったところを地域の方なりが利用したいと、物販をするとか何かそういう交流の場として使うとかいうときに、それは有料にするのか云々っていうのは、この指定管理者のほうで決めるっていうことではないんでしょうか。

○議長(牧野 真紀子君) 産業振興課長。

○産業振興課長(高木 昭典君) はい。今回のスペースになりますけども、建物全体で約190平方メートルになります。今回、そういう提供スペース、食事の提供スペースとか物産等のスペースについては大体45平米程度を予定しておりまして、利用者はその部分を使って物販とか食事の提供とかをするというところがございます。以上です。

○議長(牧野 真紀子君) よろしいですか。はい、ほかに。横大路議員。

○議員(10番 横大路政之君) それでは2点、お尋ねします。

まず1点は、名称についてなんですが、観光交流拠点という位置づけになっていますが、一般的にこういう施設に愛称をつけたりすることが多いと思うんですが、その計画があるのかないのか、このまま観光交流拠点施設として継続するのかどうか、ちょっと確認をさせてください。愛称を公募したらどうかなあという思いがあるもんですからお尋ねしています。それが1点。

第6条、先ほどから話題になっています年間65万円という使用料についてお聞きしたいんですが、先ほどの質問と私の場合ちょっと違ひまして、こういう施設を利用して飲食物を提供しようとする。むしろ、設置した側からするとしてほしいという考え方に私は立つべきじゃないかなと思うんですね。そうすると、いいっていうか、ある意味悪い前例なんです、相島の交流施設の場合は、結局、経営者の方が採算に合わずに撤退をする、要するに途中で経営をやめるという事態になったわけですね、結果として。ということは、結局、指定管理者が直接経営すればこの65万円っていうのは発生しないんですね。言ってみりゃ家賃相当額ですから、そうするともう最初から、要するに例えば使用者を別途募集するんであれば、要するにこれが発生しないような募集の仕方、例えば地域の方が飲食店を経営するとか、施設によっては毎日毎日経営者の方が変わるような利用の仕方をするところもありますよね。例えば月曜日はカレー屋さん、火曜日は何とか屋さん、水曜日はうどん屋さんとか、どんなことが考えられるかわかりませんが、それから考えると飲食施設っていうのは私はあるべき施設だろうと思うんです、こういうところには。そうすると、この家賃が逆に負担となって出店が控えられる、もしくは経営希望者が出てこない。だったら、もういっそのこと設定せずに、地域の皆さんで何とか飲食提供スペースとして活用してもらえないかっていうような考え方ができないのかなあというふうに私は思っているんですが、どうでしょう。

○議長(牧野 真紀子君) 産業振興課長。

○産業振興課長(高木 昭典君) はい。まず、愛称についてなんですけども、私どもも必要と思っておりますので、去年、コロナ禍の途中だったんですけども、区のほうに名前の募集というのをしております。まだ決まっております。あと、立花小学校のほうにもそういった高学年のほうに愛称をちょっと募集しているという状況もございます。ちょっとコロナ禍ということで、集まることがちょっと難しいということで、まだ区のほうには、何か具体的な名称の提示はしてございませんけども、区のほうで決めていただければというふうに考えているところでございます。

第6条のことですけども、こちらのほうについては指定管理者に利用者が支払うということでございますので、この点につきましては先ほど言われました様々な店の形があるかと思ひます。言われましたとおり、そういう月ごととか日ごとに変わるということもありますけども、そういう可能性を考えながら協定の中にもちょっと含んでいければというふうに考えています。やはり

厨房施設っていうのは大きなまず施設というものがありますので、なかなかそれは変えられないということで、飲食なら飲食ということであったりするような形になるかもしれないんですけども、そういった点は今後、検討材料というふうに考えていきたいと思います。

以上です。

○議長(牧野 真紀子君) 横大路議員。

○議員(10番 横大路 政之君) それでは、まず愛称の件についてお尋ねします。愛称は、私はこういう施設が町内にありますよということを住民の皆さん含めて、内外に広く知らしめる意味もあって、私は行政区の皆さん決めてくださいではなくて、広報で愛称を募集するとか、要するに内外にアピールするという方策を考えられたほうがいいんじゃないかなというふうに思っているものですから、こういうお尋ねをしたんですね。それは、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

それと、賃料という言い方がいいかはすいません、使用料ですね。これ条例上は納付しなければならないということになっていますので、例えば月額単位であれば、月割した金額を払ってもらう、日割りということになればそうなる。ただ、あの場所のあの施設でその賃料を払えるだけの収入が得られる商いがあるのかって言われたら、甚だ疑問だと私は思うんですね。ですから、先ほど申し上げましたように飲食店はぜひ作ったほうがいいんじゃないかということから考えるとですね、どなたでもやれるような、もしくはどなたでも継続できるような体系を持たせたほうが私はいいんじゃないかなと思っています。ですから、この賃料が手かせ足かせになって、結果誰も出来ないということになりかねないので、その辺はもう一度、これ条例改正も含めて仮に決定すれば条例改正も含めてやはり私は考えるべきじゃないかなと思っています。その辺の見解をお願いします。

○議長(牧野 真紀子君) 産業振興課長。

○産業振興課長(高木 昭典君) はい。まず、愛称についてですけども、こちらのほうについては以前から区のほうで、地元で愛される施設ということの観点から地元の方に決めていただくということでちょっと考えておりましたので、こういう形にさせていただいているという状況でございます。

この65万円についてですけども、先ほど北崎議員さんからでもましたように、減免とかの規定ですね、そういったことで地域の方が利用する場合とかそういうことも考えていくと、そういったときには条例改正もしくは規則、基本協定等で定めながら対応していきたいなというふうに考えております。以上です。

○議長(牧野 真紀子君) 横大路議員。

○議員(10番 横大路政之君) ちょっと課長で判断できないようなので、答弁を聞いていると。

町長か副町長にちょっと確認をさせてください。私は先ほどから言っていますように、これ施設を最大限活用するのがやっぱり1番の目的ですから、この条例でいいのかどうかっていうのは甚だ疑問が私は残る。極端に言う、このままの状態をこれを議会審議にかけると言われたら、私は極端に言う、この条例反対せないかなかなという思いもあるんです、実は。さっきも言いましたように、指定管理者が経営すれば成り立つ話がね、要するに第三者の方に飲食店を進出してもらおうと思ったら、経営が成り立たないという状況が想定されるので申し上げているんですね。ですから、再度言いますけど、相島の轍を二度と踏んでほしくないなというふうに私は思います。ですから、町長、副町長どちらでもいいですけど、その件についてもう一度検討できないかどうか、お尋ねします。

○議長(牧野 真紀子君) 町長。

○町長(長崎 武利君) 第6条のこの65万円っていうのは、経営経費、水道光熱費等も入れてだから、この金額自体が本当に家賃っていうことじゃないと。だから、ここちょっとそういう観点をしっかり踏まえて、相島の場合も経営者と話をして、結局、水道光熱費も入れてこの金額を決めております。だから、本来は水道光熱費等は含める必要はないんですよ。これは経営者の経営経費ですからですね。これ、ちょっとそこをしっかりと議論させたいと思います。

○議長(牧野 真紀子君) 横大路議員。

○議員(10番 横大路 政之君) 私が申し上げてるのは、要するにそこで飲食物を提供したいとかね、その地域の方が手を挙げられた。でも実際にどれぐらい売上げがあってどれぐらいの収支になるのか、多分想像つかないと思うんですよ。これ長年、例えば飲食店を経営してきた方なら想定がつくでしょう。簡単に言うと、私にそれをやらんかと言われたら断りますよ、はっきり言って。要するに、収支のめどが立たないでしょ。ですから、結局、今の段階でそれを強制とか、要するに納めなければならないとなっとるわけですから、結局その本来あるべき、あって欲しい施設として飲食店を想定するんであれば、もう少し緩和された状態でもいいんじゃないかなと。最終的に、例えば手を挙げた方が経営が立ちいかなくなって、結局、指定管理者が自分ところでやると。この状態が私は最悪じゃないかなというふうに思うんですよ。ですから申し上げているので、もう一度ご検討をしてどうするか判断をしていただければなというふうに思っています。以上です。

○議長(牧野 真紀子君) 答弁は。

○議員(10番 横大路 政之君) もういいです。

○議長(牧野 真紀子君) いいですか。はい。では、ほかに質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) それではここで質疑を打ち切り、第7号議案は文教生活常任委員会に付

託したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 異議がないので、第7号議案は文教生活常任委員会に付託いたします。
上畝地委員長、よろしくお願いいたします。

ここで10時55分まで休憩いたします。

午前10時44分休憩

.....
午前10時55分再開

○議長(牧野 真紀子君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4. 第8号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第4、第8号議案、新宮町墓地等の経営の許可等に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

環境課長。

○環境課長(安河内 正路君) 第8号議案、新宮町墓地等の経営の許可等に関する条例の制定について説明いたします。

提案理由といたしまして、墓地、埋葬等に関する法律第10条の規定に基づく墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可等必要な事項を定めるため、本条例を制定するもので議会の議決を求めるものです。福岡県事務処理の特例に関する条例により、福岡県から権限委譲がなされ、墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可等については、市町村が処理することになっております。墓地、埋葬に関する法律第10条に基づく墓地等の経営許可制度は、墓地等の管理が国民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なくおくれる観点から設けられております。法の趣旨に沿った形で、墓地等が不必要に設置されないように、地域の実情に応じ適切な配置を確保することや、永続的に墓地等の経営が適切に行われ、墓地等と周辺環境との調和を図るためには、経営の主体や構造等に関することなどの規定を定める必要があることから、条例を制定するものです。

では、1ページをお願いします。第3条、経営の主体として許可を受けて、墓地等経営しようとするものを定めています。次に、第4条から第7条までは、経営の許可を受けようとする者は、事前に町長に協議しなければならないこと。経営計画の周知、近隣住民等との協議について定めております。

3ページをお願いします。第8条及び第9条については、経営許可の申請に対する審査及び許

可等について定めております。

4ページをお願いします。第11条から第13条は、墓地等の構造設備について、それぞれの基準を定めております。

5ページをお願いします。第15条から第17条までは、墓地等の変更または廃止の許可を受けるときの手続について定めております。

7ページをお願いします。第19条、許可に係る工事が完了したときの届出や町が行う検査などについて定めております。

8ページをお願いします。附則といたしまして、第1項、この条例は令和3年4月1日から施行するものです。また、経過措置を定めております。第2項ですが、第3条の規定の条例の施行日前と後の取り扱いについて定めております。次に第3項、この条例の施行の際、第10条から第13条までの規定に適合しない施設の取り扱いについて定めております。

以上で説明を終わります。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。高木議員。

○議員(8番 高木 義輔君) お尋ねします。4ページの第11条の第6項で、墓地の敷地面積に対して規則で定める割合以下であることということで、墓地そのものがですね。この規則っていうのは別にあるんでしょうけど、大体どれぐらいのパーセントを示しているのか、それをお尋ねしたい。それともう1つ下にですね。とりあえず、それを教えてください。

○議長(牧野 真紀子君) 環境課長。

○環境課長(安河内 正路君) はい。お答えいたします。まず、この規則で定めるというふうに書かせていただいておりますが、この規則の案はつくっております。つくっておりますけども、今あげさせていただいています本条例の議会議決、これをいただきました後に起案、決裁をとりまして制定し、交付したいと考えておるところでございます。それで、これはまだ正式には、まだ交付の段階に至っていないという状況でございます。以上です。

○議長(牧野 真紀子君) 高木議員。

○議員(8番 高木 義輔君) よろしいでしょうか。これぐらいにしたいということで、この大きなやつが出てくるんやから、大きなやつっていうか、きちっとしたものが。だから、規則をきちっと明細っていうか、そういうものがなからんと、これ審議のしようがないんじゃないでしょうか。

○議長(牧野 真紀子君) いいですか。環境課長。

○環境課長(安河内 正路君) はい、お答えいたします。今の段階では、大体3分の1ということで考えております。以上です。

○議長(牧野 真紀子君) よろしいですか。はい、ほかに。北崎議員。

○議員(9番 北崎 和博君) 何点かお伺いします。今、課長の説明で、県のほうの権限委譲でこの条例を制定するみたいなお話がありましたけども、権限を委譲したのは多分かなり前じゃなかったかなと思うんですね。議会のほうでも以前に請願やったかな、請願か陳情か出ていろいろ協議したこともあったと思うんですけども、まずこの条例が、これ初めて私どももいろんな全協とか議連でも説明も予定もなかったと思うんですが、初めて聞くことなんですけども、今のこの現時点でなぜこういうふうな条例制定に至ったのか、その経緯をちょっと説明していただきたいというのが1点ですね。

それと、9条経営許可のところ。これ町長が許可、不許可の決定をするというふうな条項なんですけども、要はその許可とか不許可の判断をする上での基準というのはいかなるのでしょうか。それが1点。

それと、10条の1項2号ですね。先ほど高木議員のほうも規則のことを聞いたんですが、このやっぱり2号のところが1番やっぱりデリケートなところであるし、重要なことかなと思うんですね。要は学校とか、住宅ですね。これからの距離を要は規則で定める距離以上であることというふうな条項ありますので、ここはしっかりこの場で今、現状で考えてあるところを答弁いただきたいというふうに思います。

○議長(牧野 真紀子君) はい。環境課長。

○環境課長(安河内 正路君) はい、お答えいたします。今、議員さんおっしゃった質問にあった1番なんですけども、権限委譲の話でございます。権限委譲というのは、先ほど申し上げたように、福岡県事務処理の特例に関する条例、これ平成12年4月1日に施行されております。このときに、県のほうから町のほうにおりてきたといった状況でございます。そして、なぜ今なのかということなんですけども、町のほうが処理権限もらった後は、これまで町の条例等は制定しませんでした、国の法律や県の規則、福岡県の墓地等の経営の許可等に関する規則というのがございまして、これに基づいて事務処理を行っておったといった状況でございます。そういった中でも、この今の国の法律や県の規則でございしますが、経営の主体や構造等に関することなどの詳細の定めがないといったことでございました。そのため、団体等から墓地などを経営したいという協議があったときに、その経営主体や構造自体の定めがないといったことで、判断に苦慮しておったという状況があるんですけども、そういった中で先ほど議員さんおっしゃられたように、三代とか上府の墓地の新設に関する紛争も起こってきたといったことになっております。それで、そういった団体からのそういった問合せがありますので、個人からの問合せもそこそこ出てきていますので、今、この条例を制定することによりまして、今後この条例を根拠に適切に統一的に対応ができるということで、今この条例をあげさせていただいておるといったことでございます。

それと2つ目の3ページの第9条ですね。許可、不許可の話なんですけども、その基準というの

がこの条例にもいろいろ書いてあるんですけども、まずその1ページの第3条の中で、墓地等を経営しようとするものは、該当しなくちゃならないという条項ございまして、この中でもいろいろたわせていただいています。その中で、こういった近隣住民との協議とかをやりながらずっと進めていくということになるわけなんですけども、まさにこのあたりが許可の基準となるのではないかと考えております。それと4ページの第10条、第2、括弧2ですね。民家とか学校との距離、これは規則で定める距離以上となつてあると書いてあるわけなんですけども、現時点では規則の中で、この距離というのを220メートル以上というふうにしようという考えでおります。

以上でございます。

○議長(牧野 真紀子君) はい、北崎議員。

○議員(9番 北崎 和博君) はい。今、いろんな問合せがあるということで、しっかり条例を整備してやらないかということで、今回上程をします。この件は、ちょっと私がちょっと認識が違ったらあれですけども、何かの場で例えば委員会なり、全協とか議連ではなかったんですが、何かの場でこういうふうな計画をとりとるっていう話をしているんですかね。その点をちょっと伺います。

それとね、第9条ですけども、町長が許可、不許可の判断をするというのが、第3条なり第10条なりで判断されるということしかこの条例にはないですよ。で、この判断っちゃうのは、要は、この条例の中にある条項で、それがクリアになつてけば、許可せざるを得んというふうに判断してよろしいんですかね。条例を読む限りは、もうそういうふうには判断できないんですけども、この条例の中身を、例えば3条であればですよ。いろいろ宗教法人とか、7年以上経過とかいろいろありますよね。それをクリアになつてけば、許可するしかないというふうな判断でよろしいんでしょうか。

それと、10条の1項2号ですね。今、課長が言われたのは220メートルとるっていうことですね。それはもう住居とか学校も含めて、要はほかの自治体ではいろいろ人家は何メートル、学校は何メートルとちょっと距離が違ったりするんですね。新宮町の規則によれば、今現状では、住宅も学校も含めて220メートル以上であれば、クリアになるというふうな判断でよろしいですか。

○議長(牧野 真紀子君) 環境課長。

○環境課長(安河内 正路君) はい、お答えいたします。まず公式な場、委員会とか等で公式な場で発言があったのかということなんですけども、これは発言はなかったというふうに思っております。

それと先ほど、判断の基準ですね。こういった条例とか規則に基づいて、いろいろ判断基準を書いてあるわけなんですけども、それを全てクリアすれば許可になるかっていうことなんですけども、先ほどちょっと申し上げましたが、この国の法律ですね。墓地、埋葬等に関する法律、こ

ちらのほうはその判断の基準というのがありますけども、繰り返しになりますが、国民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他の公共の福祉の見地から支障なく行われるということで、かなり取扱いにつきましては、許可するほうの裁量というのも認められておりますし、また今回うちのほうの条例で、ページ的には条例の２ページ目の下のほうに、第５条、計画の周知ということで周知の作業ということ、近隣住民等に説明しなさいといった話がございますが、この説明する中で、こういったことを説明しました、こういった話がありましたというのを町のほうとしては、報告書として文書で提出していただくように求めようと思っています。その中で、近隣住民さんのこの計画に対する賛否ですね、反対賛成、これにつきましては、墓地等の特性から当然その意向につきましても、許可するにあたっては参酌すべき事項として取扱うよう考えておりますので、その辺も含めてのものが全てクリアになれば許可ということになろうかと思います。以上です。

すいません。それともう１点ですね。議員さんがおっしゃった４ページの上のほうです。（２）の部分の距離の話なんですけど、町としてはもう人家、学校全て２２０メートル以上あることという今、案を持っております。学校も民家も一緒ということでございます。以上です。

○議長(牧野 真紀子君) 北崎議員。

○議員(９番 北崎 和博君) はい。町長の許可はいろんな部分で、住民との協議もしなさいということも書いてあるので、そこら辺を加味しての裁量判断ということによろしいんですかね。それをお尋ねします。

それと、人家とか学校とか、２２０メートルということなんですけど、ちょっと普通に考えたときに切りのいい数字になるのかなと思うんですね。１００メートルとか２００メートルとか、他のところの条例とか見ても大体５０メートルとか１００メートルとか２００メートルとかいうふうになっているんですが、この２２０メートルのこの２０メートルというのは何か根拠があるんですかね。

○議長(牧野 真紀子君) 環境課長。

○環境課長(安河内 正路君) はい。お答えします。今、先ほどの裁量の話ですけれども、こういった住民感情も含めての決断がなされるということで間違いはございません。

それと先ほどもう一つありました、ちょっとお待ちください。すいません。私が一つ言い間違えておりました。先ほど私が例えば墓地等から境界から２２０メートルと申し上げましたが、それはちょっと今、すいません。手元の違う資料を見ておりまして、間違えておりました。実際は、その墓地等からの境界線、そこから１１０メートルということで決めております。すいません、規則でやろうと思っています。なぜその１１０メートルかといいますと、福岡県の規則、これがそういった距離、これに関して１００メートル以上であるということになっております。これを

もちまして、大体よその自治体も使っておるんですけども、本町としましては110メートル。プラス10メートルということで、そこでよりちょっと距離を設けて、そういった周辺の民家等に配慮した形にしたいと思っております。先ほど申し上げた220メートルというのは、説明会をする範囲ですね。墓地等の境界から周囲220メートルの範囲で説明しなさいといったことの220メートルでございました。その220メートルというのは、先ほど言った墓地から民家等の距離が110メートル以上ないと建てられませんよと話していますので、その場合の220を取ったといったことでございます。墓地等の境界から110メートルは建てられません。110メートル以内に民家があれば駄目ですよ。それがクリアできても220メートル以内の方々には、土地の関係者の方々には説明しなくちゃなりませんよといったことでございます。修正させていただきます。すいませんでした。

○議長(牧野 真紀子君) よろしいですか。はい、ほかに。ご質問ありませんか。横大路議員。

○議員(10番 横大路 政之君) それでは、もう一度お尋ねします。先ほど北崎議員の質問の中にもありましたように、条例制定がなぜこの時期になったのかっていうのは、今の説明ではよく理解出来ないんですね、というのは、当時、課長の説明の中にもありましたように、三代地区から開発に関わる請願が出てきました。そのあと上府からも出た。その都度、議会としては対応に苦慮したわけですね。要するに判断基準がないもんですから議会としてどう対応していいのか判断がつかないと。そのときに、当時の担当者の答弁の説明の中に、これは行政の裁量権ですよという物の見事に我々とすれば助けられたような説明がありまして、結果的に議会として対応はできたわけですね、結果として。しかしながら、当時、私が所管の委員長をしていましたのでよく記憶しているんですが、これじゃ困るということで早く条例化してほしいと、判断基準を明確にしてほしいという委員長報告を出したにもかかわらず、かれこれもう15、6年経っていると思います。その間一切、条例化の動きはなく、ここにきてやっと条例化されたと。この15、6年の間に上府の霊園開発の計画が上がってきたわけですから、言ってみれば、対応遅きに失した状態になつとるわけですね。ですから、もう一度明確になぜこの時期になるのかということをお尋ねしたいと思います。そのときに、先ほどの回答の中には、個人さんからの問合せがあるというようなことのご説明がありましたけど、その問合せというのは開発の問合せではなくて、霊園が欲しいという問合せじゃないかなという気でちらっと課長の答弁を聞いたんですけど、その辺のその問合せの内容っていうかな、要するに霊園が欲しいという問合せなのか、それとも霊園を開発したいという問合せなのか、どちらかだったのかちょっとご説明ください。

それから、もう一つは先ほどから説明の中にも質問の中にもありましたけど、近隣住民への説明というあれがあるんですね、何条かな。第6条、近隣住民との協議ということで、近隣住民をどのように定義するのか。さっき220メートルという、コンパスで220メートル引いて、そ

れから外れたらあんたの話は聞きませんよという状態になるんですか。そういうわけにはいかんと思うんですよ。一般的に近隣住民説明って、行政区を単位に説明会を開いたり、各小組合を対象に開いたりするわけですから、一概にコンパスで線を引いたような線引きはできないと思うんですよ。そうすると、今度は道路境界、道路を挟んだ220メートルで別の行政区になる可能性もゼロじゃないですね。そういったときに、近隣住民とはどういう定義をするのかということをやはり明確にしておく必要があるんじゃないかなと思います。

もう1点は、この説明会で、過去の事例からいくとことごとく多分反対されるでしょう、霊園開発の申請があがると。そうしたときに、この条例の中には住民意見に対する対応方法って記載がないんですね。そういうときに、行政としてはその住民の意見をどのように判断材料にするのか、これは別の自治体の条例の事例があるんですけどね。近隣住民が、計画について意見があるときは、申請予定日の30日までに首長に申し出ることができるというような記載があるんですね。これ、よその自治体の例です。そうすると、例えば近隣住民の皆さんが私たち反対ですと出たときは、町長に対して反対意見を具申できるんですよという記載があるんですが、それがこの条例案の中にはないということから考えると、どのように対応されるのか、考え方をお尋ねしたいと思います。以上です。

○議長(牧野 真紀子君) はい。環境課長。

○環境課長(安河内 正路君) はい。お答えいたします。なぜ今この条例を制定するのかという話なんですが、先ほど横大路議員さんもおっしゃられたように過去2件ほど紛争、新設に関する紛争がっております。その1件目の三代なんですが、記録を見ますと平成19年ごろに出てきたようでございます。もう一つの上府につきましては、平成26年ごろ、そういった問題が出てきたといったことになります。2件とも不許可ということで、1件は裁判まで行っておるわけなんですけども、そういった経緯がっております。それで1番最近の平成26、7年ぐらいの上府の問題、裁判までいった問題ですね。これは平成29年の5月に結審しておりまして、町のほうが勝訴という形になっております。この時点で、話があっておった、これ実績を見させてもらったんですけども、勝訴したということで、しばらくはこの勝訴の判例をもとに対応できるんじゃないかといった形ですけども、なにせ経営主体とか構造に関する町の決まりがないので、訴訟リスクが高くなることも考えられると。そういったことで、条例を制定したほうがいいんじゃないかといった話が当時あっておったようでございます。その中で、今回なぜかって話なんですが、先ほどお話ありましたが、そういった経営主体等の決まりがないといったことで、そういった決まりをつくっておかないと何かそういった団体等からも申請、そういった協議があったときに根拠がないといった話になりますので、今後のために、今のうちに根拠をしっかり持って、そういった対応をしていこうということで、今あげさせていただいたということでございます。

それから、個人さんからの問合せというのは、結局お墓のほうなんですけども、どうしても維持経費がかかると。例えば霊園に入れところが納骨に入れところがお金がかかるので、もうお金がかかるのはもう大変なので、自分の家で個人のそういった墓地みたいな形にしたいんだが、というようなお話があったというのがありました。これについては、個人のそういったやつはちょっとできないんですよ。例えば極端に山奥で周りに霊園もない、納骨堂もないと、そういった場合は可能性があるかもしれませんが、新宮町の場合は霊園もございますし、納骨堂もあるといったことで、その方に関してはそういった家での墓地というのは出来ませんというようなお答えをしております。

それと、先ほどお話がありました近隣住民さんへの説明の話です。条例の第6条の話なんですけど、これにつきましては、住民さん、近隣住民等の定義という形では、先ほどちょっとお話ししましたけども、今の規則案としましては、その墓地などの境界線から周り墓地だと220メートル以内の方に説明してくださいねと。土地や建物関係者に対して説明してくださいねといったことでさせていただいております。条例等、うちのほうの決め方としては、その決め方しかしておりませんで、例えば行政区に説明しなさいとか、そういった縛りはとっておりません。あくまで220メートル以内の方に関しましては、しっかり説明してご意見を伺ってくださいと。意見が出た場合は、それに対して当然、その意見を出した住民さんと協議をしてもらった上で、うちのほうにその報告書を上げてくれと。その上がってきた報告書を参酌すべき事項として取り扱うといった考えでおります。

4番目の質問、説明会での反対が出てっていう話もありますが、それも当然先ほど申し上げたように、うちがいろんな参酌すべき事項としてそういったものも判断材料として取り扱っていきたいと考えております。以上です。

○議長(牧野 真紀子君) 横大路議員。

○議員(10番 横大路 政之君) 順番がちょっと前後するかもしれませんが、まず最後に説明いただいた住民説明に対してなんですが、結局、今までの事例から考えると多分、霊園開発、新宮町内狭い町ですから、どこにつくっても多分、今の状況の中で考えられるのは、近隣の方々反対するという想定が私は1番現実に近いんじゃないかなと思っとるんですね。そうした場合に、また議会に請願が出てくるのかっていうような状況が私は考えられるから言っとるんですよ。だったら条例制定するときに、もう要するに行政とのやりとりの中で解決してくださいねっていう条例がやっぱり私は理想的だろうというふうに思っています。ですから、住民の皆さんにそういう意見が反対意見を含めて、意見があるときは省庁に対して申し出ることが出来ますよという制度設計をしていただきたいということを申し上げとるんですね、これが1点。これはもう申し上げておきます。結局、その議会に請願が上がってきても判断のしようがないというのが現実なん

ですよ。このことをぜひ理解して条例を考えていただきたいというのは、1点ですね。

それからもう1点ですね、今度は住民の方からの問合せという部分でですね実は、私も今日が今日まで説明聞くまで、気づかなかったんですけど、要はですね、今新宮町3万3,000人近くの人口になってきてこれからですね、要するに霊園、お墓のニーズ高まっていくはずなんですね、当然高齢化していきますから。ただ、もともと住んである方々は皆さん、霊園なりお墓なりお持ちですけど、結局その新たに移り住んでこられた方が身近に欲しいという方、いずれ将来、近い将来出てくると思うんですね。そうしたときに、この条例をもとに新たな霊園を確保するという非常に難しい、要するに新たな経営者っていうのは、多分ね7年以上の実績がないと、開発の前提にならないわけですから。新たな経営者を望むというのは難しいと思うんですね。そうすると既存の霊園業者の方、もしくは、お寺さん、宗教団体、こういうところが対象になってくるそこが拡張できるのかというと、需給のバランスという意味でですね、今度、供給が足りなくなる可能性十分考えられると思うんですね。それをどうするのかということもやっぱり考えておく必要性は私はあると思うんですね。そのときにですね今度、公営墓地をつくってくれっていう話が出るかもしれない。この条例の中に、自治体がつくる場合と、このときはですね今度、近隣住民の皆さんから反対が出たときどうするかという問題が必ず出ると思うんですね。そういったことも含めてですね長期ビジョンには、今後の計画で条例制定に際しては、ビジョンとして持つとく必要があるんじゃないかなと思ってらるんですね。その点どうでしょう。

○議長(牧野 真紀子君) 環境課長。

○環境課長(安河内 正路君) はい。お答えいたします。住民説明に対して反対しか出ないだろうというお話と、あと議会に請願出されてもなかなか判断のしようがということでございます。それに関しては確かにそうだろう。議会に意見請願があってもですね、どう対応していいかというのはあるかと思うんですが、もう、この条例の中においてもですね、先ほどの繰り返しになるかもしれませんが、しっかり周辺の方と話をして、反対意見がもし出た場合はそれについて、その経営をしたいという方との間でしっかり話をやんなさいよと。その結果についても報告しなさいよってことになっていますので、町としましては、それをやっていただくことで住民さんの意見はもう十分把握できるといった状況になります。それでもなおかつそれ以上にですね、住民さんのほうが、議会のほうになってことなればもうそれはちょっと止められないのかなという気はいたします。これ、そういうふうには私は思いますが、現実的に、そういった住民さんのご意見、賛否のご意見というのは、我々が、その辺の許可するしない、そういった判断するときにはですね、参酌すべき重要な事項として取り扱いたいと考えておりますので、住民さんの意見はしっかり行政側に届くものと思っております。

それと近い将来のお墓の需要供給その辺の関係なんですけども、ちょっと現時点で我々もそれ

がどうなるかっていうのはわかりませんが、全く自分の入るお墓と云いましょうか、納骨堂といえましょうか、そういったのがなくて、新規にこちらにお見えになる方なり、お墓があまり遠いんで、こちらに移したいなり、近いとこに移したいという方の話は、出てくる、そういったご要望を持つ方が今後出てくるっていうのはあるかと思います。うちとしましては今現時点ではですねここに、例えば、1 ページ目第3条の経営の主体先ほど議員さんおっしゃったような、7年以上と、本店なり支店、現に経営し、そういった宗教活動等をしている支店などが支店や本店などが7年以上町内になければならないといったこと、そういったことを基準にさせてもらっていますが、なぜそのようなことにしたかといいますと、当然ですね、墓地というのは、継続的にやってかないかんという話プラス、近隣住民さんの意向を酌んでですね経営していくと、周辺環境と調和を図ると。そのような必要があるかと思います。そのような形で地域に根を張ってですね経営活動を行うというためには、現に活動を行われてる拠点として、新宮町内に事務所があることや、そこでの活動が相当期間継続していること、これうちの場合も7年と決めましたが、条例のほうで書かせていただいておりますが、その辺のこと、地域に根を張ってしっかり実状を勘案しながらやっていくということになるとすれば、7年は妥当であるというふうな判断をしております。先ほど言われた需要と供給のバランスこの件につきましては、ちょっと何とも言えないところがございますが、現時点ではこのような考え方でこの条例を設けさせていただいてる次第です。

○議長(牧野 真紀子君) 横大路議員。

○議員(10番 横大路政之君) これを最後にします。もう一度言いますが、住民の皆さんから近隣のね、住民の皆さんから反対意見が出た場合は、そんなしゃくするという言葉で説明されたんですかね。要は、じゃあ許可しないんですかと。この条例審議に際してね、回答としては、住民の皆さんの反対があったら許可しませんということなんですかそんなしゃくするっていうのは。そこをちょっと確認させてください。要するに私たちはですね、議会としてはもう判断のしようがないってのはもう先ほどから申し上げたとおりなんです、結局ですねその住民の皆さんの意見を、霊園開発計画起こったときに住民の皆さんの意見をどう理解する、どう対応するのかというね、見通し、見解についてお尋ねします。条例に書く、書かないは別にしてもね、これを確認させてください。

それからもう一つはですね。需給のバランスについて、私はですね見通しが立たないでは済まないと思います。見通し立てとかないかんと思うんですね。というのは、人口がこれだけ増えてるんですから、必ず私はニーズ出てくると思う。近い将来。そのときに起こったときに考えるんですか、問合せが来ました。繰り返し繰り返し住民の皆さんから、霊園がなくて困ってます。ただ、既存の業者さんにどれぐらい供給体制があって、例えば、お寺さんなんかでもね、霊園墓地

をお持ちのとこありますけど、そういうところが外部から入れるところがあるのかないのかも含めてですね、見通しぐらいは私は持つべきじゃないかなと思うんですが、その辺も含めてですね、やはりきちんとね、今後の対応を考えておくべきじゃないかなというふうに思うんですがどうでしょうか。

○議長(牧野 真紀子君) 環境課長。

○環境課長(安河内 正路君) お答えいたします。まず先ほど1番目ですけども、先ほど、近隣住民さん等々から、そういった意見が出た場合、どのようにそれを我々が、取り扱うかという話ですけども、すいません、そういった住民さんの意向について参酌すべき事項として、取扱いたいと答えております参酌ですね。はい。当然ですね住民さんのご意向、許可制度っていうのが、周辺環境等も含めたところでのですね、考慮に入れながらやらなくちゃならないというのがございますので、周辺の、例えば行政区とか、団体、PTAとかいろいろあるかと思うんですが、そういったものから反対の運動、そういった要望書なり運動があった場合、どうするかといった場合につきましては、ここでは私個人の見解となりますが、例えば三代の墓地の開発申請が上がってきたときとかは、三代区とか原上区や立花口区、あと立花小学校のPTAの方も反対されたそうです。そういった要望書が上がってきたと聞いております。そのような状況の中で果たして町が、もうちょっと墓地等の経営ですと言えるのかどうかということになりますと、それは個人的な見解になりますがちょっと言えないんじゃないかなという気はしております。

先ほどのニーズの話ですね、需要と供給のバランスの話なんですが、正直今の段階では、新宮町内のほうに納骨堂あと墓地含めまして、数はあるという状況であるかと思います。それで将来的な需要と供給のバランスについてなんですが、正直現時点では、私何も、その辺の検討はしておりません。はい。それが現実でございますが今現在としては、納骨堂なり、墓地に余裕があるということで、現時点におきましては、そういった余裕がある中で新しい墓地の申請と協議そういったものがあった場合はですね、先ほど条例の中身、条例の定めとか、あと、周辺住民さんのご意見を聞きながらやるということしか今言いようがありませんけども、確かに将来的にそういったことが起こりうる可能性もございますが、そういったときには先ほどおっしゃったように、公営の墓地なんていうのもですね、持ってらっしゃるところもあります。周辺にあります。そのような形になるのかどうなのかちょっとはつきり何とも言いようがありませんが、現時点におきましては、十分、納骨堂墓地のニーズは足りてるような状況でございますので、すいません、そのような答えしか出来ない状況です。

○議長(牧野 真紀子君) 町長。

○町長(長崎 武利君) はい。この件につきましてはですね本当に条例化が遅くなったことについてはですね本当に申し訳ないと。ただ平成29年に係争になりまして、勝訴してですね、それ以

来、そういった墓地の要望等を、私は何も聞いてないもんですから、ちょっと私のほうも、県の細則等でですね対応できるのかなと思っておったもので、今回になったわけですが、経過を振り返りますとですね、農工団地のところにですね、霊園の方が、霊園をやりたいということとで地域、立花口区等の方々もですね、早く、公園墓地ができると。だからね許可を出してくれというような話が出ておりましたけどもですね。墓地に対しましては、その当時、今、農工団地としてですね、年間400万円ほどの固定資産税等がですね入ってきておりましたけど、墓地になりますとそれが、0円になるようなこともありまして、とにかくちょっとそれは許可出来ないということで、霊園側と交渉しましてですね、何とか辛抱してくださいと。そういったいろんな経緯の中で、霊園側もですね、それをのんでくれてですね、新しい野区のほうの山をですね、買って、現在、霊園の拡張をしていただいております。それらも完成間近。ほぼ完成になってですねちょっと何千基、墓地がですね、出来たのかちょっとまだ報告を受けてませんけどもですね、予定等ですね。そういった中で、三代、また上府のですね、新しい墓地の要望が来まして、そういった一つの許可をおろしてないのとですね。そういった地元のそういったことで、反対運動が来てですね、判断して、三代のほうは係争まで行かなかったんですが、上府のほうは、係争になりましたですね、2審で勝訴ということになりましたけどもですね。今後、今需給の問題ですけど、そこは新しい霊園のですね、そういった何基のそういったことも加味しましてですね、これから先の新宮町のことをしっかり考えていかなければいけないのかなと思っております。そういったことで、今からですね、この条例と規則等もですね、今担当課長言っておりますが、担当課の見解としてですね、その規則についてはまだ、私たち、調整してませんのでですね、しっかりとそこをですね、調整しながら、やらせていただきたいと、思っております。よろしくお願いします。

○議長(牧野 真紀子君) ほかにご質問ありませんか。はい、安武議員。

○議員(1番 安武 久美子君) すみません、確認をさせていただきたいと思います。この、埋葬等に関する法律に基づいての今回の条例制定ということで、焼却をしたご遺体、ご遺骨についての墓地への計画ですよね、例えば今ペット、ペット霊園専門の墓地をつくりたいとか、あと外国籍の方が、そのまま埋葬したいという、墓地活、墓地を探しているという活動をしてあるというニュースも聞いたことがありますので、今回のこの条例については、焼却をされた後、ご遺骨に関しての墓地に限るということで、承知しておけばよろしいのでしょうか。

○議長(牧野 真紀子君) 環境課長。

○環境課長(安河内 正路君) はい。お答えいたします。先ほどお話があった墓地埋葬等に関する法律ですけども、この中で例えば、いろんな用語の解説があるわけなんですけども、先ほどペットの話もありましたけどペットはこれに入りません。あくまで人間ということでございます。そ

れとこの条例の中で、例えばですね、墳墓という言葉が出てくるわけなんですけども、墓地というのは、墓地が全体でありまして、そこに墳墓っていうのちょっとあるわけなんですけど、この墳墓というのは、この法律によりますと、死体を埋葬しまたは焼骨、焼いた骨ですね、埋蔵する施設をいうといった形になってます。それから言いますと、埋葬もあるだろうし焼骨もあるということなんですけど、それに関しましては、どのような形でされるかというのは、その経営の主体となるべき方、経営をしようという方、そういったお話との協議の中で、向こうの話を聞いて、決まってくるものだろうというふうに考えております。以上です。

○議長(牧野 真紀子君) よろしいですか。はい、ほかにご質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) それではここで質疑を打ち切り、第8号議案は文教生活常任委員会に付託したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 異議がないので、第8号議案は文教生活常任委員会に付託いたします。上畝地委員長よろしく願いいたします。

日程第5. 第9号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第5、第9号議案、新宮町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(太田 達也君) 第9号議案、新宮町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をいたします。

提案理由といたしまして、令和2年4月に策定した第3次定員適正化計画に基づいた職員の採用を行うため、新宮町職員定数条例の一部を改正するものでございまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。改正内容につきましては、第2条第1項第1号におきます町長の事務部局の職員の数でございます。これを130人を135人に改めるものでございます。この職員定数条例の前回の改正は、平成27年に行ったものでございまして、当時、人口が3万人を超え人口の急増に伴い業務量も増えておりました状況から、一般行政職と言われる部門の職員が不足していた状況もございまして、条例を改正したものでございます。現在の人口につきましては、そのときからさらに3,000人増加をしております。地方分権、権限移譲が進んでおりまして、町の業務もさらに増えている状況がございまして、これらを反映いたしまして、町長の事

務部局の職員数を令和4年4月1日で135名という形で考えております。その中で、来年度以降、計画的にこの職員数を目標といたしまして採用していくために、定数条例の130人を135人に改めさせていただきたいというものでございます。附則といたしましてこの条例は、令和3年4月の1日から施行することとしております。

2ページに参考資料として、新旧対照表をつけさせていただいておりますので、ご参照ください。以上で説明を終わります。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第9号議案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者 11名、挙手しない者 0名〕

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、第9号議案は原案のとおり可決されました。

日程第6. 第10号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第6、第10号議案、新宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長(大原 稲子君) 第10号議案、新宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

改正の理由といたしまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、新宮町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。それでは、改正内容の説明をいたします。

1ページをお願いします。新宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例。新宮町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。附則第3項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機構に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。））」に改めるものでございます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

2ページに参考資料として新旧対照表をつけておりますので、ご参照ください。

以上で説明終わります。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第10号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者 11名、挙手しない者 0名〕

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、第10号議案は原案のとおり可決されました。

日程第3. 第11号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第7、第11号議案、新宮町公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長(桐島 光昭君) 第11号議案、新宮町公園条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

本議案は、現在整備中の新宮ふれあいの丘公園の一部を4月から供用開始すること及び当公園において計画いたしております民間資金等を活用した公園整備、いわゆる公募設置管理制度、パークPFIを導入するにあたり必要な改正を行うものでございます。

まずはじめに、新宮ふれあいの丘公園内の2つ目のグラウンドの供用開始に伴う改正についてでございます。この2つ目のグラウンドは、現在のグラウンドの北側に位置し、面積は約1万5,000平方メートルあまりで、特に遊具等の施設も設けず、いわゆる広場として整備いたしております。よって、新宮ふれあいの丘公園内における広場的利用を主眼に据え、原則、町民の皆さんがいつでも利用でき、また多くの他の公園で禁止いたしておりますボール遊びなども当グラウンドにおいては禁止とはせず、利用者においてお互いに配慮いただきながら利用していただくことをコンセプトに必要な改正を行うものでございます。なお、今回の改正におきまして、新宮東中学校に隣接するグラウンド第1グラウンドと改称し、今回、供用開始予定のグラウンドを第2グラウンドと呼称するものでございます。

次に、民間資金等を活用した公園整備、いわゆる公募設置管理制度、パークPFIの導入についてでございます。パークPFIは、平成29年の都市公園法の改正により創設された制度で、本来、公園管理者が整備すべき公園施設の一部である運動施設や売店、飲食店などの便益施設、休憩所、ベンチなどの休養施設などについて、公募によって選定された民間事業者により、それらの整備、維持、管理を行わせることによって、民間の視点による質の高い良好なサービス提供が期待され、また町の財政負担の軽減も図られることが期待される制度となっております。今回、新宮ふれあいの丘公園におきましても、同制度を導入し、公園施設等の整備推進を図ることがで

きるよう所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例改正の内容について説明いたします。新旧対照表を用いて説明いたしますので、参考資料の3ページをお願いいたします。表の上段の第4条の4は、表下段の第9条第2項との都市公園法施行令に係る文言整理によるもの。第8条の3及び第8条の5にそれぞれ第2項を追加しておりますのは、今回、供用開始予定の第2グラウンドについて、基本的には予約不要で自由に使える公園グラウンドとして位置づけておりますが、例外的に町事業等で町長が特に必要と認める場合に限り、有料公園施設として独占的に利用の許可を与えることができるよう改正を行うもの。4ページに移りまして、第9条第6項の追加、第10条の削除、第12条の第2項の追加は、公募設置管理制度パークPFIの導入によるものでございます。表上段の第6項は、パークPFIを導入した際に緩和される建ぺい率に関する規定で、公園面積に対し100分の10を限度として、建築面積を超えることができる旨の規定。第10条の削除は、パークPFIの導入に際し、広く公募を受けることができるよう、住所要件を廃止するもの。第12条の第2項の追加は、通常、公園の使用あるいは施設の設置等につきましては、使用料を徴することと記載しておりますが、パークPFIの導入に際しては、条例で規定する額以上の額を設定することが可能となることから、その旨の規定を設けております。4ページの下段から5ページにかけての別表の改正につきましては、グラウンドに関わる文言整理に伴うものでございます。

戻りまして、2ページをお願いいたします。当条例の施行期日は、本年4月1日からといたしております。なお、準備行為といたしまして、第1、第2グラウンド使用の申請等に係る事務につきましては、施行前からすることができることといたしております。

説明は以上でございます。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。大牟田議員。

○議員(7番 大牟田 直人君) はい。質問いたします。第2グラウンドなんですけど、いつから使えるようになるかを教えてください。

○議長(牧野 真紀子君) 都市整備課長。

○都市整備課長(桐島 光昭君) はい。施行期日、今年4月1日といたしておりますので、4月1日から一般供用開始というふうに考えております。以上です。

○議長(牧野 真紀子君) ほかにございませんか。横大路議員。

○議員(10番 横大路 政之君) 1点だけお尋ねします。独占的使用を可とするということに、有料公園施設ですかということになるかと思うんですが、基準、要するにそのそれを認めるか否か、例えば町が使用する場合は当然それはそれで問題ないと思うんですが、一般的に申込みがあったときに、認めるか否かという基準はどこにあるんでしょうか。

○議長(牧野 真紀子君) 都市整備課長。

○都市整備課長(桐島 光昭君) はい。当条例の中には定めておりませんが、今、内規といたしまして、第2グラウンドを使いたいというのは、例えば新宮東中学校の横のいわゆる第1グラウンドを使って、同時に第2グラウンドも使いたいんだというふうなことが考えられます。よって第1グラウンドをお借りなられて、いわゆるサブグラウンドで第2グラウンドを使いたいんだというふうなことで、そういったことは、いわゆるいろんなスポーツの関係の大会とかで、郡大会とか県大会とかあろうかと思しますので、そういったものを想定して、そういった場合に限り許可をいたそうというふうに考えておるところです。また、条例の改正の説明の中にも申しましたように、本公園フリーに使える、いつでも誰でも使える公園というふうなことを趣旨としておりますので、できるだけそういった申請があっても、月に何日以内とかいうふうなものを定めて、できるだけもうフリーに使っていただこうというふうなことを趣旨に運営はやっていこうというふうに考えているところです。以上です。

○議長(牧野 真紀子君) いいですか。ほかにご質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) それでは質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第11号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者 11名、挙手しない者 0名〕

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、第11号議案は原案のとおり可決されました。

日程第8. 第12号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第8、第12号議案、令和2年度新宮町渡船事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長(高木 昭典君) 第12号議案、令和2年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について、説明いたします。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,005万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,509万円とするものでございます。

歳出予算から説明いたします。12、13ページをお願いいたします。1款1項1目事務費、9節の旅費の減は、渡船運営委員会などが開催されなかったための執行残でございます。14節使用料及び賃借料の減は、渡船「しんぐう」のAEDを他のAEDと一括リースに切替えたことで、安価になったことによる執行残でございます。1款2項1目事業費、9節普通旅費につきま

しては、中間検査等を当初、下関での作業を想定していましたが、入札によりまして福岡市で行ったため執行残が生じたものです。１１節需用費は、燃料費、当初に燃料費単価を９３円で見積もっておりましたが、約６６円平均であったため、６０７万６,０００円の減としております。光熱水費については、執行残です。１２節役務費、船体保険料についても執行残による減です。１３節委託料、乗船客整理業務については、新型コロナウイルスによる入島制限等により、多客整理をする必要が減ったための執行残でございます。また、新宮待合所自動扉保守点検委託料につきましても、新しく扉を交換したことにより点検監視回数が減ったことによる執行残でございます。１４節使用料及び賃借料、代船傭船料につきましてもは中間検査等の代替船について、当初予定していた船よりも小型のものを使用したため、２１２万４,０００円の執行残というふうになっております。乗船券の券売機リース料につきましても、新宮待合所に新規券売機を導入する予定でございましたけれども、新型コロナウイルスによる乗船客の減により、導入を見送ったための減ということになります。１５節工事請負費、渡船施設改修工事費については、新宮待合所の屋根の改修に係る執行残による減額です。１６節公課費、消費税及び地方消費税納税額については、確定申告により納付額が確定したことによる減額ということになります。

続きまして、歳入について説明いたします。８、９ページをお願いいたします。１款１項１目１節から５節については、新型コロナウイルスによる渡航者の減によるもので、１月までの時点で乗船客数は、前年比約８万５,０００人、おおよそ４９パーセントの減となっております。

○議長(牧野 真紀子君) １２時になりましたけれども、このまま会議を続けます。

○産業振興課長(高木 昭典君) ２款１項１目１節国庫補助金、渡船事業補助金については、新型コロナウイルスによる収益の減に伴い、国から交付を受ける補助金の確定額でございます。３款１項１目１節県支出金、渡船事業補助金は、福岡県から交付を受ける補助金の確定額によるものです。４款１項１目１節一般会計繰入金については収支調整、５款１項１目１節繰越金については、前年度の繰越金が確定したことによります。以上で説明を終わります。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第１２号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者 １１名、挙手しない者 ０名〕

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、第１２号議案は原案のとおり可決されました。

ここで１３時１５分まで休憩いたします。

午後１２時０２分休憩

.....

午後1時15分再開

○議長(牧野 真紀子君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第9. 第13号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第9、第13号議案、令和2年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長(大原 稲子君) 第13号議案、令和2年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について、ご説明いたします。

1ページをお願いします。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,263万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億1,151万8,000円とするものでございます。

歳出のほうから説明いたします。10、11ページをお願いします。1款1項1目一般管理費、13節委託料8万1,000円を計上しております。第三者求償事務委託料を増額するものです。6款1項3目災害臨時特例補助金返還金、23節償還金利子及び割引料2,000円を計上しております。災害臨時特例補助金返還金を計上しております。4目保険給付費等交付金返還金、23節償還金利子及び割引料、普通交付金返還金1,255万円を計上しております。普通交付金返還金につきましては、令和元年度中の普通交付金対象経費である療養給付費等が減少したため返還金が生じたものです。同じく特別交付金返還金3,000円を計上しております。

次に、歳入についてご説明いたします。8、9ページをお願いします。3款1項2目1節一般管理費補助金177万4,000円を計上しております。社会保障・税番号制度システム整備費補助金を計上しております。5款1項1目1節保険基盤安定繰入金1,195万9,000円の増額と、4節財政安定化支援事業繰入金48万9,000円の増額につきましては、額の確定によるものです。5節その他一般会計繰入金240万2,000円の減額につきましては、収支調整によるものです。7款2項1目雑入、1節81万6,000円につきましては、第三者行為求償費返還金の増額となります。以上で説明を終わります。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。

すいません、ちょっと暫時休憩します。

午後1時25分休憩

午後1時26分再開

○議長(牧野 真紀子君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) それでは質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第13号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者 10名、挙手しない者 0名〕

○議長(牧野 真紀子君) 賛成多数と認め、第13号議案は原案のとおり可決されました。

日程第10. 第14号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第10、第14号議案、令和2年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長(大原 稲子君) 第14号議案、令和2年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について、ご説明いたします。

1ページをお願いします。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ30万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,510万8,000円とするものでございます。

歳出のほうから説明いたします。10、11ページをお願いします。1款1項1目一般管理費につきましては、財源更正を行っております。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、19節負担金補助及び交付金30万2,000円の減額は、広域連合からの額の確定によるものです。

次に、歳入について説明いたします。8、9ページをお願いします。3款1項1目1節保険基金安定繰入金30万3,000円の減額は、広域連合からの額の確定によるものです。2節一般会計繰入金181万2,000円の減額は、収支調整によるものです。4款1項1目1節繰越金、前年度繰越金となります。6款1項1目1節一般管理費補助金、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金21万6,000円を計上しております。

以上で説明を終わります。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第14号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者 10名、挙手しない者 0名〕

○議長(牧野 真紀子君) 賛成多数と認め、第14号議案は原案のとおり可決されました。

日程第11. 第15号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第11、第15号議案、令和2年度新宮町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(太田 達也君) 第15号議案、令和2年度新宮町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について、ご説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86万2,000円とするものでございます。今回の補正予算は、令和2年度の貸付金元利収入の見込み増に伴い、その部分を歳入予算に計上し、一般会計に繰り出すものでございます。

歳出から説明をさせていただきます。10、11ページでございます。1款1項1目28節、21万9,000円は、一般会計繰出金でございます。

歳入につきましては、8、9ページをお願いいたします。1款1項1目1節は、前年度繰越金が増加したため1万9,000円を増額しております。2款1項1目住宅新築資金等貸付金庫分元利収入、1節の元金収入といたしまして20万円を計上させていただいております。

以上で説明を終わります。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第15号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者 11名、挙手しない者 0名〕

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、第15号議案は原案のとおり可決されました。

日程第12. 第16号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第12、第16号議案、令和2年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長(山口 望美君) 第16号議案、令和2年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ339万8,000円を減額し、予算の総額を3,317万5,000円とするものです。

内容について説明をいたします。10、11ページをお願いいたします。

歳出から説明させていただきます。1款1項1目一般管理費、8節報償費、新型コロナウイルス対応従事者慰労金につきましては、医師が相島診療所に派遣される前の病院で支給を受けることになりましたので、その分の減額となっております。9節旅費、13節委託料のうち代診医師業務委託料は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため代診を依頼する回数を減らしたことによる減額です。11節需用費、食糧費の減額は、医師の交代に伴う歓送迎会を中止したことによるものです。13節委託料、看護師派遣委託料は、代診医師と同様に新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、依頼する回数を減らしたこと及び土曜日を休診としたことに伴う減額です。14節使用料及び賃借料、船舶借上料は救急搬送が増加したことに伴う増額となっております。19節負担金補助及び交付金のうち県医師派遣負担金は、額の確定に伴う減額となっております。救急搬送船改修費補助金につきましては、現在漁協が所有する密漁廻船を救急搬送時に借り上げておりますが、新型コロナウイルス感染症患者の搬送に対応することが困難であるということから、漁協に対応できるように改修をお願いし、費用について町が補助をするものです。こちらの特定財源といたしまして、2款1項1目診療所運営費補助金の減額分207万6,000円を充当いたしております。次に、1款2項1目研究研修費のうち9節旅費、特別旅費につきましては、医師が参加する予定であった学会が中止になったことによる減額でございます。同普通旅費と14節使用料及び賃借料の減は、医師の研修会参加回数が減ったことと、研修の会場が久留米市から福岡市に変更になったことによる減額でございます。2款1項3目薬務費、13節血液検査等委託料につきましては、PCR検査を診療所でも実施するようになったことによる増額でございます。

12、13ページをお願いいたします。2款1項4目医業費、13節委託料は、PCR検査を実施することに伴いまして、感染性廃棄物が増加いたしまして、その処理を委託する分の増額でございます。

続きまして、歳入の説明を行います。8、9ページをお願いいたします。2款1項1目診療所運営費補助金の減額につきましては、今年度から土曜日を休診日とさせていただきましたので診療日数が減となっております。そのために基準額が減額となっておりますので、減額の主な理由としましては、診療日数の減による額の減額となっております。3款1項1目一般会計繰入金収支調整、4款1項1目繰越金につきましては額が確定いたしましたので、109万9,000

円の増額といたしております。

説明は以上です。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第16号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者 11名、挙手しない者 0名〕

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、第16号議案は原案のとおり可決されました。

日程第13. 第17号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第13、第17号議案、令和2年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長(本田 陽一郎君) 第17号議案、令和2年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算について、ご説明いたします。

1ページ目をお願いいたします。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,277万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,789万1,000円とするものです。

4ページ目をお願いいたします。第2表地方債補正、簡易水道事業債の限度額を1,700万円減額し、3,660万円とするものです。

次に、歳出についてご説明いたします。10、11ページをお願いいたします。1款1項1目事業費、3,248万6,000円を減額しております。内訳といたしまして、13節委託料では、浄水場維持管理委託料は令和2年度からの契約で契約額確定に伴う執行残で48万6,000円の減となっております。15節工事請負費では、貯水池整備工事での入札執行残で3,200万円の減額です。特定財源といたしまして、簡易水道事業債1,700万円を減額しております。次に、2款1項2目利子の23節償還金利子及び割引料は、前年度借入分の額が確定したことによる29万円の減となっております。

次に、歳入について説明いたします。8ページ、9ページをお願いいたします。5款1項1目1節繰越金は、前年度繰越金の額確定によるもので、107万5,000円の増となっております。6款1項2目1節消費税還付金は、消費税還付金の額確定によるもので、48万8,000円を増額しております。4款1項1目1節一般会計繰入金、1,733万9,000円の減で収支

調整をしております。以上で説明を終わります。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第17号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者 11名、挙手しない者 0名〕

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、第17号議案は原案のとおり可決されました。

日程第14. 第18号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第14、第18号議案、令和2年度新宮町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長(本田 陽一郎君) 第18号議案、令和2年度新宮町水道事業会計補正予算について、ご説明いたします。

1 ページ目をお願いいたします。収益的収入及び支出、第2条、令和2年度水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものです。支出ですが、第1款水道事業費用、補正予算額、1,661万4,000円を減額し、合計の7億1,239万6,000円とするものでございます。資本的収入及び支出、第3条、予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、資本的収入及び支出の本文かつ書き中を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7,175万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額461万2,000円、過年度分損益勘定留保資金1億6,713万9,000円で補てんするものとする。」に改めるものでございます。収入において第1款資本的収入、補正予算額545万2,000円を減額し、合計の6,674万円とするものです。また、支出において、第1款資本的支出、補正予算額600万円を減額し、合計の2億3,849万1,000円とするものです。債務負担行為、第4条、債務負担行為ですが、量水器購入を予定しております。一般的に水道のメーターと呼ばれているものでございますが、この量水器の製作に約2か月ほど期間を要することから、今抱えております量水器の在庫数を考慮すると、令和2年度中に契約する必要があるため債務負担行為を設定しております。事項、期間、限度額については記載のとおりです。

2 ページ目をお願いいたします。議会の議決を経なければ流用することのできない経費ですが、予算第7条に定めた経費の金額を、次のとおり補正するものです。職員給与費、補正予算額50万円を増額し、合計の5,531万1,000円とするものです。

8ページ、9ページ目をお願いいたします。収益的収入及び支出の収益的支出の説明をいたします。1款1項1目原水及び浄水費の減1,461万4,000円は、委託料で水道施設運転維持管理包括業務委託料が令和2年度から契約を行ったもので、契約額確定に伴う執行残の287万3,000円の減と、受水費は、北九州市からの用水量を減少できたことによる1,174万1,000円の減となっております。次に、2目の配水及び給水費の工事請負費は、的野寺浦線道路改良工事に伴う配水管撤去工事で、当初は、既設管の撤去を行う際に、断水しない工法で計画しておりましたが、断水作業ができたことによる工事費250万円の減額となっております。3目総係費の時間外手当の増は、年間所要額の不足分50万円を増額しております。

10、11ページ目をお願いいたします。資本的収入及び支出の先に資本的支出について、ご説明いたします。1款1項2目配水設備工事費の減は、今年度の下水道管渠新設工事の進捗状況により、三代地区の配水管布設替工事の一部を次年度工事に振り替えたことにより、工事費600万円を減額するものです。

次に、資本的収入について説明いたします。1款1項1目負担金の減は、消火栓設置工事が1基増工になったことによる他会計負担金54万8,000円の増と、資本的支出でも説明しましたが、今年度の下水道管渠築造工事の進捗状況で、配水管布設工事を一部次年度に振り替えたことにより、工事負担金600万円を減額するものです。

5ページ目から7ページ目に給与明細書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第18号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者 11名、挙手しない者 0名〕

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、第18号議案は原案のとおり可決されました。

日程第15、第19号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第15、第19号議案、令和2年度新宮町公共下水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長(本田 陽一郎君) 第19号議案、令和2年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について、ご説明いたします。

1 ページ目をお願いいたします。収益的収入及び支出、第2条、令和2年度公共下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。収入ですが、第1款下水道事業収益、補正予算額343万6,000円を減額し、合計の9億5,612万9,000円とするものです。また、支出においては、第1款下水道事業費用、補正予算額67万1,000円を減額し、合計の9億1,644万1,000円とするものです。資本的収入及び支出、第3条、予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、資本的収入及び支出の本文かっこ書き中を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億1,274万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,486万3,000円、過年度損益勘定留保資金5,517万7,000円、当年度損益勘定留保資金1億2,270万3,000円で補填するものとする」に改めるものでございます。収入において第1款資本的収入、補正予算額3,889万8,000円を減額し、合計の4億5,766万1,000円とするものです。また、支出において、第1款資本的支出、補正予算額2,573万9,000円を減額し、合計の6億7,040万4,000円とするものです。

2 ページ目をお願いいたします。第4条、予算第5条で定めた債務負担行為を次のとおり補正するもので、新宮ポンプ場の維持管理業務委託料の限度額を24万3,000円増額し、3,124万3,000円としております。これは、委託料の積算根拠である下水道施設維持管理積算要領が令和2年度に改定になったことによるものです。第5条、予算第6条に定めた企業債の予定額について、事業費の確定により2,820万円減額し、2億5,080万円とするものです。次に議会の議決を経なければ流用することの出来ない経費、第6条ですが、予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正するものです。職員給与費、補正予算額31万円を増額し、合計の5,744万3,000円とするものです。

10 ページ、11 ページをお願いいたします。収益的収入及び支出、支出を先に説明いたします。1款1項2目新宮処理区管理費で、降雨量が多かったことで、新宮ポンプ場への流入量が増え、電気料金が不足することから39万5,000円の増額となっております。1款1項3目中央処理区管理費の使用料は、水処理に対する負荷が増大し、焼却汚泥が増加したことによる玄界環境組合じん芥処理場使用料224万9,000円の増額となっております。1款1項4目総係費で、年間所要額の不足で時間外勤務手当31万円を増額しております。1款2項1目企業債利息の562万5,000円の減は、昨年度借入分の利率が低かったため減額となっております。1款2項3目消費税及び地方消費税ですが、令和2年度の工事費等に係る支払消費税より、収入に係る預消費税が多くなる見込みのために200万円の増額となっております。

次に収入の説明をいたします。1款1項3目負担金で、一般会計からの雨水処理負担金の決算見込みにより、10万4,000円減額するものです。1款2項2目補助金の233万2,000

円の減は、繰越基準による一般会計からの補助金を決算見込みにより減額するものです。3目の消費税及び地方消費税還付金は、先ほど支出で説明しましたように、令和2年度の工事費等に係る支払消費税より収入に係る預消費税が多くなる見込みのため、還付ではなく納付になることによる100万円の減額となっております。

12ページ、13ページをお願いいたします。資本的支出について説明いたします。1款1項1目污水管路新設費の補償費600万円の減は、今年度の下水道管渠新設工事等の進捗により、水道移設工事を次年度に振り替えたことによるものです。また、3目管路改良費での委託料56万円の減と、工事請負費1,128万9,000円の減は、湊2号污水幹線改修工事での入札執行残によるものです。工事請負費の6目処理場建設改良費の789万円の減は、中央浄化センターの膜交換工事の入札執行残でございます。

次に資本的収入について説明いたします。1款1項1目企業債の2,820万円の減は、事業費の決定により減額するものです。1款3項1目国庫補助金の1,069万8,000円の減は、社会資本整備総合交付金540万5,000円と、防災安全交付金529万3,000円の減で、これは交付決定に伴うものでございます。

6ページ目から8ページ目に給与明細書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第19号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者 11名、挙手しない者 0名〕

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、第19号議案は原案のとおり可決されました。

日程第16. 第20号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第16、第20号議案、令和2年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長(本田 陽一郎君) 第20号議案、令和2年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計補正予算について、ご説明いたします。

1ページ目をお願いいたします。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,209

万6,000円とするものです。

4ページ目をお願いいたします。債務負担行為の補正として第2表、相島浄化センターの処理施設管理委託料の限度額を60万円増額し、180万円としております。今年度まで別々に委託しておりました施設管理委託と清掃業務委託を一元化することと、委託料を積算しています下水道施設維持管理積算要領が令和2年度に改定になったことによるものです。

次に、歳出についてご説明いたします。10ページ、11ページをお願いいたします。1款1項1目排水施設管理費の13節委託料の汚泥運搬委託料で、当初見込んだ汚泥より増えたことにより、9,000円増額しております。次に、14節使用料及び賃借料の玄界環境組合じん芥処理場使用料は、13節委託料と同様に、当初見込みより汚泥量が増えたことにより、1万2,000円を増額しております。

8ページ、9ページ目をお願いいたします。歳入につきましては、3款1項1目の前年度繰越金確定に伴う72万1,000円の増と、2款1項1目一般会計繰入金70万円の減で、収支調整をしております。

以上で説明を終わります。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第20号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者 11名、挙手しない者 0名〕

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、第20号議案は原案のとおり可決されました。

日程第17. 第21号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第17、第21号議案、令和2年度新宮町一般会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

政策経営課長。

○政策経営課長(阿部 宏紀君) 第21号議案、令和2年度新宮町一般会計補正予算について説明いたします。

1ページをお願いします。歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億4,171万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ211億9,359万5,000円とするものでございます。

第2条継続費の補正、第3条繰越明許費の補正、第4条債務負担行為の補正、第5条地方債の

補正につきましては5ページ、6ページになります。第2表継続費補正は、8款4項スマートIC設置検討調査委託料につきまして、契約を締結したことに伴い総額、年割額を変更するもので、補正前、補正後の総額、年度、年割額は記載のとおりでございます。

第3表繰越明許費の補正は、8事業を計上しています。10款2項新宮東小学校教室増設工事につきましては、来年度の特別支援学級の増加に対応するため実施しておりますが、年度内に終了が見込めないため、繰り越すものです。その他の7事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係るものです。臨時交付金を活用し事業を実施しておりますが、年度内での事業終了が見込めないため、繰り越すものです。

第4表債務負担行為補正は、追加といたしまして11項目をあげています。主に令和3年度開始とともに事業が執行できるよう、本年度中に契約等の事務を行う必要があるため計上するもので、事項、期間、限度額につきましては記載のとおりでございます。

6ページをお願いします。第5表地方債補正は、追加といたしまして1事業、変更として7事業を計上しています。追加分の減収補てん債につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による2年度中の大幅な減収について、地方交付税法等の一部を改正する法律の成立に伴い発行するもので、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりでございます。変更分につきましては起債の目的、補正前、補正後の限度額、起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりで、それぞれの事業費が確定したことによる限度額の変更でございます。

それでは、これから歳出予算の説明をいたしますが、款を追いながらの説明の前に、今回の補正予算の人件費に関わるものを説明いたします。新型コロナウイルス感染症の社会情勢を鑑み、特別職の7月の給料を削減したことによる特別職給料の減、職員の時間外手当の増減、会計年度任用職員の時間外手当の増減を行っております。今回の補正に関しましては、新型コロナウイルスの影響による事業や会議・研修会等が中止・縮小によるもの、実績等に伴う増減、入札等による執行残の減額などが多くあり、特定財源につきましても、歳出の増減に伴うもの、国県支出金の交付決定などにより、歳出の増減を伴わない財源更正等もございますので、主だったものを増額補正を中心に説明させていただきます。また、今回、新たに14款2項1目に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5億3,020万8,000円を計上しております。計上額は、現在、地方単独事業分として交付決定されている3億5,731万9,000円及び国庫補助事業に伴い交付予定の1億7,288万9,000円を合わせた額で、対象事業の29の款項目に充当しております。本日、充当の資料といたしまして、臨時交付金の充当一覧を配布させていただいておりますので、それぞれの款項目での充当の説明は省略させていただきます。

26、27ページをお願いします。1款1項1目議会費は、新型コロナウイルスの影響による

研修等の中止、事業費の確定等により減額しております。２款１項１目一般管理費は、事業の確定による減額ですが、１３節ワンストップ特例申請書受付業務委託料１８５万８,０００円は、ワンストップ特例申請の受付件数が増えたため増額しております。特定財源といたしまして、１４款２項１目４節特別定額給付金給付事務費補助金５６２万９,０００円のうち８万９,０００円及び臨時交付金を充当しております。

２８、２９ページをお願いします。２目広報広聴費は、事業費の確定等による減額です。５目財産管理費及び６目企画費は、事業費の確定等による減額で、特定財源といたしまして、それぞれ臨時交付金を充当しています。７目電算管理費につきましては、臨時交付金及び１４款２項２目４節の地域子ども・子育て支援事業費補助金を充当したことによる財源更正でございます。８目交通安全対策費、８節報償費は、運転免許証を自主返納の申請が増えたことにより増額、９節費用弁償は、事業費の確定等により減額をしております。特定財源といたしまして、１５款２項１目１節高齢者運転免許証自主返納支援事業費補助金２万５,０００円を充当するものです。９目公有地拡大及び土地利用調整費につきましては、１５款土地対策費補助金の額が確定しましたので財源更正をしております。１０目国土調査費は、国県支出金の交付決定に伴い事業費を減額するもので、特定財源といたしまして、１４款１項１目１節地籍調査費負担金１２９万６,０００円、１５款１項１目１節地域調査費負担金６４万８,０００円を減額しております。

３０、３１ページをお願いします。１１目まちづくり事業費は、事業費の確定等により減額しております。１２目コミュニティバス管理費、１９節コミュニティバス運行補助金９５７万１,０００円は、新型コロナウイルス感染症の影響により運行収入が減収となったこと等に伴い増額するものです。特定財源といたしまして、臨時交付金及び１５款２項１目３節生活交通確保対策補助金１２９万２,０００円を充当するものです。１４目諸費は、事業の中止等により減額するものです。１５目特別定額給付金給付事業費は、事業費の確定等により減額しています。特定財源といたしまして、臨時交付金を充当、また、１４款２項１目４節特別定額給付金給付事業費補助金１,０００万円、特別定額給付金給付事務費補助金５７１万８,０００円を減額し充当するものです。

３２、３３ページをお願いします。２項２目賦課徴収費、１２節コンビニ収納手数料７万円は、コンビニ納付の件数が増えたため増額するものです。３項１目戸籍住民基本台帳費、１２節コンビニ交付手数料３万９,０００円は、コンビニ交付の件数が増えたため増額するもので、その他につきましては、事業費の確定等により減額しています。特定財源といたしまして、１４款２項１目２節社会保障・税番号制度システム整備費補助金６８万２,０００円を減額するものです。

３４、３５ページをお願いします。４項選挙費、１目選挙管理委員会費及び２目選挙啓発費は、事業費の確定等により減額をしております。６項１目監査委員費は、事業費の確定等により減額

するものです。

36、37ページをお願いします。3款1項1目社会福祉総務費、9節から19節は事業費の確定等により減額するもの、28節国民健康保険特別会計繰出金1,004万7,000円は、一般会計から当該特別会計に繰り出すもので、増額して計上しております。特定財源といたしまして、14款1項2目1節保険基盤安定負担金176万1,000円、15款1項2目1節国民健康保険保険基盤安定負担金492万6,000円を充当しています。2目福祉センター管理費、12節電話・ファックス料金8万7,000円は、これまでの実績から予算が不足する見込みとなったため増額するものです。11節光熱水費及び13節委託料は、事業費の確定等により減額しております。3目国民年金事務費は、14款3項2目1節の年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金の額が確定しましたので財源更正をしております。

4目老人福祉費につきましては、次ページ38、39ページにかかりますが、事業費の確定等により減額をしております。特定財源といたしまして、15款2項2目2節高齢者社会活動推進等事業費補助金7,000円を減額し、20款4項3目1節地域支援事業交付金123万2,000円を減額、包括的支援事業交付金241万1,000円を増額し充当するものです。5目人権・同和政策費は、事業費の確定等により減額しております。特定財源といたしまして、15款2項8目5節人権・同和问题啓発事業費補助金114万6,000円の減額のうち57万3,000円の減額、3項2目1節人権啓発活動委託金4,000円を減額し充当しております。

7目障害者福祉費は、次の40、41ページにかかりますが、1節から14節及び19節は事業費の確定等により減額するもの、18節事業用備品購入費38万5,000円は、視覚障がい者の意思疎通を支援するためのパソコンやタブレット等を購入するものです。20節扶助費は、これまでの実績に基づき、自立支援医療給付費587万6,000円及び障害児自立支援給付費533万4,000円を増額、自立支援給付費2,409万8,000円を減額するものです。特定財源といたしまして、臨時交付金及び14款1項2目2節障害者自立支援給付費負担金2,118万8,000円を減額し、障害者医療費負担金103万円及び障害児施設措置費国庫負担金522万3,000円を増額し充当。15款1項2目2節障害者自立支援給付費負担金1,059万4,000円を減額、障害者医療費負担金51万5,000円及び障害児施設措置費負担金261万1,000円、2項2目4節障害者総合支援事業費補助金54万7,000円を増額し充当するものです。8目介護保険事業費は、連合からの通知に基づき増額をしております。9目後期高齢者医療対策費、28節後期高齢者医療特別会計繰出金は、一般会計から当該特別会計繰り出すもので、減額して計上しております。特定財源の15款1項2目3節後期高齢者医療保険基盤安定負担金22万7,000円を県からの通知に基づき減額し充当しています。2項1目児童福祉総務費、19節病後児保育事業運営費負担金は、本年度見込みにより増額し、保育所等整備事業

費補助金は減額しております。２０節施設型給付費・地域型保育給付費４,２４０万６,０００円は、公定価格の改定等により増額するものです。特定財源といたしまして、臨時交付金及び１４款１項２目３節子どものための教育・保育給付交付金２,７８６万４,０００円、１５款１項２目４節子どものための教育・保育給付交付金県費負担金４２０万３,０００円、２項２目５節３歳未満児保育所等入所確保事業費補助金５２万５,０００円を充当するものです。３目児童福祉施設費は、臨時交付金を充当することによる財源更正です。

４２、４３ページをお願いします。４目シーオーレ新宮管理費は、事業費の確定により減額するものです。特定財源といたしまして、臨時交付金を充当しております。

４款１項１目保健衛生総務費の１節から１９節のデンタルフェア負担金までは、事業費の確定等により減額するもので、ＰＣＲ検査センター負担金４６万３,０００円は、糟屋地区でＰＣＲ検査センターを設置した際の医師会への分担金です。２８節相島診療所事業特別会計繰出金及び簡易水道事業特別会計繰出金は、それぞれ一般会計から当該特別会計へ繰り出すものです。特定財源といたしまして、臨時交付金を充当し、２１款１項１目１節簡易水道施設整備事業債１,７００万円を減額し充当しています。２目予防費、１１節印刷製本費５２万１,０００円及び１８節施設用備品購入費３５万１,０００円は、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種のための予防券の印刷やワクチン保冷庫購入のためのもので、１２節及び１３節は事業費の確定等により減額しております。特定財源といたしまして臨時交付金を充当し、１５款２項３目２節健康増進事業費補助金９５万２,０００円を減額し充当しています。

４４、４５ページをお願いします。３目母子衛生費は、事業費の確定等により減額するものです。特定財源といたしまして、臨時交付金を充当しています。５目環境総務費、１８節公用車購入費は、入札により減額するもので、特定財源といたしまして、１５款２項５目４節荒廃森林再生事業交付金３５万８,０００円の減のうち１万円を減額して充当するものです。６目環境衛生費、１３節地域猫活動支援委託料は、事業費の確定により減額するもので、特定財源といたしまして、１５款２項３目３節地域猫活動支援事業補助金６８万円及び５目４節荒廃森林再生事業交付金３５万８,０００円の減のうち３万９,０００円を減額し充当するものです。２項２目塵芥処理費、１３節可燃物袋製作委託料は、事業費の確定により減額するものです。３目し尿処理費、１９節浄化槽設置整備事業補助金は、事業費の確定により減額しております。特定財源といたしまして、１４款２項３目２節循環型社会形成推進交付金８万３,０００円及び１５款２項３目４節浄化槽設置整備事業補助金８万３,０００円を減額し充当するものです。

６款１項１目農業委員会費、次の４６、４７ページになりますが、２目農業総務費は、事業費の確定等により減額しております。３目農業振興費、１８節有害鳥獣駆除用備品購入費１１万円は、電気止め刺し機購入のため、１９節園芸農業等総合対策事業費補助金１３０万５,０００円

は、新型コロナウイルス感染症の影響により販売が落ち込んだ花き等の農家を支援するものです。その他につきましては、事業費の確定等により減額しております。特定財源といたしまして、15款2項5目2節経営所得安定対策等推進事業費補助金7万8,000円を減額し、園芸農業等総合対策事業費補助金130万5,000円を充当するものです。4目農地費は、事業費の確定等により減額しております。2項1目林業総務費は、事業費の確定により減額するもので、特定財源といたしまして、15款2項5目4節森林病虫害等防除事業補助金9万4,000円を増額し、荒廃森林再生事業交付金35万8,000円の減のうち30万9,000円を減額し充当するものです。3項1目水産業総務費、28節相島漁業集落環境整備事業特別会計繰出金は、一般会計から当該特別会計へ繰り出すものですが減額しております。2目水産業振興費は、事業費の確定により減額するもので、特定財源につきましては、15款2項5目5節離島漁業再生支援交付金165万4,000円及び21款1項2目漁業施設整備事業債80万円を減額し充当しています。

48、49ページをお願いします。3目漁業管理費は、事業費の確定により減額しております。特定財源といたしまして、13款1項4目1節漁港施設占用料37万5,000円を増額し、15款2項5目6節漁港施設等改修事業補助金15万5,000円を減額し財源更正をしています。

7款1項2目商工業振興費は、人権講演会を中止にしたため減額するもので、特定財源といたしまして、臨時交付金及び15款2項6目1節消費者行政推進事業補助金11万5,000円を充当するものです。7款1項3目観光費は、事業費の確定により減額するもので、特定財源といたしまして臨時交付金を充当するものです。

8款1項1目土木総務費は、事業費の確定等により減額しております。

50、51ページをお願いします。8款2項1目道路維持費及び2目道路新設改良費は、事業費が確定したため減額しております。2目の特定財源といたしまして、14款2項5目1節社会資本整備交付金1億3,701万9,000円の減のうち137万円を減額し充当しています。4項1目都市計画総務費は、事業費の確定等により減額しております。特定財源といたしまして、13款2項4目1節屋外広告物許可申請手数料29万2,000円を増額し、15款1項6目2節県市町村権限委譲事務交付金5万6,000円及び3項3目1節建築確認事務委託金5,000円を減額し充当しています。2目公園費は、事業費の確定により減額しております。特定財源といたしまして、12款1項2目2節公園管理費負担金9,000円を減額し、14款2項5目1節社会資本整備総合交付金1億3,701万9,000円の減のうち3,300万円を減額し充当しています。3目（仮称）ふれあいの丘交流館管理費につきましては、事業費の確定等により減額するものです。

52、53ページをお願いします。4目社会資本整備事業費は、国庫支出金の交付決定に伴う

事業費の見込みにより１億８，０８０万８，０００円を減額しています。特定財源といたしまして、１４款２項５目１節社会資本整備総合交付金１億３，７０１万９，０００円の減のうち９，２４８万５，０００円の減額、２１款１項３目２節社会資本整備事業債８，３２０万円を減額し充当しています。５目都市再生整備計画事業費は、事業費の確定により減額しております。特定財源といたしまして、１４款２項５目１節社会資本整備総合交付金１億３，７０１万９，０００円の減のうち９，８００万円の減額、２１款１項３目３節都市再生事業債３６０万円を減額し充当しています。５項１目公共下水道費、１９節公共下水道事業負担金は、公共下水道の雨水処理経費に係る繰出基準に基づいた一般会計から公共下水道事業特別会計への負担金を減額計上するものです。６項１目住宅管理費は、緑ヶ浜団地の引き渡しに伴い、電気代が必要となることから計上するものです。特定財源といたしましては、１４款２項５目１節社会資本整備総合交付金１億３，７０１万９，０００円の減のうち３６万４，０００円を減額し充当するものです。６項２目住宅建設費は、事業費の確定により減額しております。特定財源といたしまして、１４款２項５目２節社会資本整備総合交付金１，７０８万９，０００円及び１８款２項３目１節ふるさと応援基金繰入金３億４，２００万円の減のうち２億８，０００万円を減額し、２１款１項１０目１節減収補てん債３億２，０７４万４，０００円のうち２億８，１９４万４，０００円を充当するものです。

５４、５５ページをお願いします。９款１項２目非常備消防費は、事業費の確定等により減額しております。特定財源といたしまして、２０款４項３目１節消防団員退職報償金１３０万円を減額し充当しております。３目消防施設費１４節及び１８節につきましては、事業費の確定により減額するもの、１９節消火栓設置工事負担金５４万８，０００円は、消火栓設置工事の箇所数が１か所増えたことにより増額するもの、２７節自動車重量税５，０００円は、車検に伴う自動車重量税が不足するため増額するものです。特定財源といたしまして、１５款２項７目２節石油貯蔵施設立地対策等補助金２万４，０００円及び２１款１項４目１節消防施設整備事業債２００万円を減額し充当しています。４目防災費は、事業費の確定により減額するもので、特定財源といたしまして、２１款１項４目２節防災施設整備事業債９７０万円を減額し充当しています。１０款１項２目事務局費の特定財源といたしまして、臨時交付金を充当し１８款２項３目１節ふるさと応援基金繰入金３億４，２００万円の減のうち４，０００万円を減額し充当しています。

５６、５７ページをお願いします。２項２目立花小学校管理費、１１節光熱水費は、実績に基づき減額するもの、１８節学校管理用備品２９万９，０００円は、特別支援学級の増に伴う教壇等の備品購入に伴うもので、特定財源につきましては臨時交付金を充当しています。４目新宮小学校管理費から１０目新宮北小学校管理費は、１１節光熱水費がこれまでの実績から予算が不足する見込みとなったため増額するものです。特定財源につきましても、それぞれ臨時交付金を充当するものです。３項２目新宮中学校管理費、９節費用弁償２万５，０００円は、会計年度任用

職員の通勤手当の増に伴い増額するもの、１１節光熱水費は実績に基づき減額するものです。特定財源といたしましては、臨時交付金を充当しております。３目新宮中学校教育振興費、１１節消耗品費は、来年度の教科書改訂に伴う教科書・指導書の購入費用を計上しております。

５８、５９ページをお願いします。４目新宮中学校相島分校管理費は、臨時交付金を充当することによる財源更正となっております。５目新宮中学校相島分校教育振興費、１１節消耗品費は、来年度の教科書改訂に伴う教科書・指導者の購入費用を計上しております。６目新宮東中学校管理費、１１節光熱水費２３０万円は、実績に基づき減額するもの、１４節コピー使用料は、これまでの実績から予算が不足する見込みとなったために増額するものです。特定財源といたしまして、臨時交付金を充当するものです。７目新宮東中学校教育振興費、１１節消耗品費は、来年度の教科書改訂に伴う教科書・指導書の購入費用を計上しております。４項１目全日制高等学校管理費、１９節古賀高等学校組合負担金１１３万８,０００円は、新型コロナウイルス感染症対策に係る負担金の増で、特定財源といたしまして、臨時交付金を充当するものです。

６０、６１ページをお願いします。２目立花幼稚園費、１１節光熱水費は、これまでの実績から予算が不足する見込みとなったために増額するものです。６項１目社会教育総務費、１８節施設用備品購入費は、社会教育施設等予約システムの導入に必要なタブレット等の購入のため、１９節文化振興財団補助金２９０万円の減額は、事業費の確定により減額するものです。特定財源といたしまして臨時交付金を充当し、２０款４項３目１節コミュニティ助成金２９０万円を減額し充当するものです。３目公民館事業費は、事業費の確定等により減額しております。４目新宮町研修所管理費、１１節光熱水費は、実績に基づき減額するもの、１２節電話・ファクス料金は、これまでの実績から予算が不足する見込みとなったため増額するものです。特定財源といたしまして、１３款１項７目４節研修所使用料３１万６,０００円を減額し充当するものです。５目人権・同和教育総務費は、事業費の確定等により減額しております。特定財源といたしまして、１５款２項８目５節人権・同和教育問題啓発事業費補助金１１４万６,０００円の減のうち５７万３,０００円を減額し充当しております。

６２、６３ページをお願いします。６目文化財保護費から１０目そびあしんぐう管理費は、事業費の確定等により減額しております。７目の特定財源といたしまして臨時交付金を充当し、９目の特定財源といたしまして２０款４項３目１節生涯学習講座材料代２７万６,０００円を減額し充当しており、１０目の特定財源といたしまして臨時交付金を充当しており、１３款１項７目４節そびあしんぐう使用料２１４万円及び１８款２項３目１節ふるさと応援基金繰入金３億４,２００万円の減のうち２,２００万円を減額し、２１款１項１０目１節減収補てん債３億２,０７４万４,０００円のうち３,８８０万円を充当するものです。

６４、６５ページをお願いします。７項１目保健体育総務費は、事業費の確定等により減額を

しております。7項3目体育施設費、12節電話・ファクス料金1万2,000円は、これまでの実績から予算が不足する見込みとなったため増額するもの、その他のものは、事業費の確定等により減額しております。特定財源といたしまして、13款1項7目5節社会体育施設使用料130万6,000円を減額し充当するものです。

11款1項2目漁港災害復旧費は、事業費の確定等により減額しております。

12款1項2目利子は、借入額及び利率の確定により減額しております。

66、67ページをお願いします。13款1項1目28節渡船事業特別会計繰出金は、一般会計から当該特別会計へ繰り出すものですが減額となっています。特定財源といたしまして、臨時交付金を充当しております。

次に、歳入について説明させていただきます。歳出のときに特定財源として説明したものなどは省かさせていただき、主なものを説明させていただきます。

12、13ページをお願いします。14款1項5目1節漁港施設災害復旧費国庫負担金は、相島漁港沖防波堤の災害復旧事業が過年度災害事業となったため、9月補正で計上していましたが、財源調整のため減額するものです。

14、15ページをお願いします。14款2項3目3節母子保健衛生費国庫補助金25万5,000円は、2目4節地域子ども・子育て支援事業費補助金に計上してありましたものを組み替えるものです。

20、21ページをお願いします。18款1項1目1節住宅新築資金等貸付事業特別会計繰入金21万9,000円は、当該特別会計から一般会計へ繰り入れるものです。18款2項2目1節財政調整基金繰入金2億888万7,000円で財源調整をしています。

19款1項1目1節前年度繰越金は1億2,241万8,000円を増額し、2億9,045万9,000円とするものです。

22、23ページをお願いします。21款1項8目1節漁港災害復旧事業債は、事業費が確定したことにより1,710万円を減額するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長(牧野 真紀子君) それでは、14時45分まで休憩いたします。

午後2時34分休憩

.....

午後2時45分再開

○議長(牧野 真紀子君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、質疑を許可いたします。

これより、歳出から行いたいと思います。ページを追って行います。

26、27ページ。28、29ページ。30、31ページ。32、33ページ。34、35ページ。36、37ページ。38、39ページ。40、41ページ。42、43ページ。44、45ページ。46、47ページ。48、49ページ。50、51ページ。52、53ページ。54、55ページ。56、57ページ。58、59ページ。60、61ページ。62、63ページ。64、65ページ。最後、66、67ページ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) それでは歳入全般について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) ここで質疑を打ち切り、第21号議案は総務建設常任委員会に付託したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 異議がないので、第21号議案は総務建設常任委員会に付託いたします。横大路委員長、よろしくお願いいたします。

日程第18. 第22号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第18、第22号議案、令和3年度新宮町渡船事業特別会計予算についてを議題といたします。

なお、本議案から日程第27、第31号議案までの10件は、令和3年度予算でございますので、この10件は一括上程し議題といたします。

それでは、第22号議案から第31号議案までの議案の説明を求めます。

政策経営課長。

○政策経営課長(阿部 宏紀君) 第22号議案から第31号議案まで、令和3年度新宮町当初予算につきまして説明いたします。

各会計の本年度の予算額及び対前年度比につきましては、配布しております一覧表のとおりでございます。それでは、特別会計7会計、水道事業会計、公共下水道事業会計、一般会計の概要を説明いたします。

水道事業会計及び公共下水道事業会計を除く、令和3年度特別会計全体の合計予算額は30億1,797万9,000円で、対前年度比1億9,996万6,000円の減額、率にして6.2パーセントの減となります。また、令和3年度予算から、会計年度任用職員制度の導入に伴う地方自治法施行規則の改正による歳出予算の節の区分の変更を反映させております。変更内容といたしましては、7節賃金が削除され、7節報償費となり、以降をすべて繰り上げるものでございます。

増減の主なものについて、概略を説明いたします。

第２２号議案、渡船事業特別会計につきましては、３年度の間検査時の修繕料及び代船傭船料が増えたため増額となっております。

第２３号議案、国民健康保険特別会計は、一般被保険者療養給付費負担金の減により減額となっております。また、歳入につきましては、税率の改正により国民健康保険税が増加し、それに伴い一般会計繰入金が増加となっております。

第２４号議案、後期高齢者医療特別会計は、後期高齢者医療広域連合納付金の保険料等負担金が増えたため増額となっております。

第２５号議案、住宅新築資金等貸付事業特別会計は、大きな増減はありません。

第２６号議案、相島診療所事業特別会計につきましても、大きな増減はありません。

第２７号議案、簡易水道事業特別会計は、第２貯水池更新にかかる工事費の計上がなくなったため、前年度比８３．３パーセント減少しています。

第２８号議案、水道事業会計は、下水道事業の管渠築造工事に伴う配水管布設替工事が少なくなったことが減額の主な要因となっております。

第２９号議案、公共下水道事業会計は、下水道事業の管渠築造工事に伴う地下埋設物移設補償等の減により減額となっております。

第３０号議案、相島漁業集落環境整備事業特別会計は、大きな増減はありません。

続きまして、第３１号議案、一般会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額は１３１億８,３６０万７,０００円、対前年度との比較は６億７,０８３万７,０００円の増額、率にして５．４パーセントの増となっております。

増減の主な要因について説明いたします。増額につきましては、２款総務費及び１３款諸支出金は、ふるさと納税事業に関する経費及び積立金の増によるもの、３款民生費の福祉センター管理費の施設整備工事費の増によるもの、４款衛生費の新型コロナワクチン接種事業に関する経費の増によるもの、減額につきましては、８款の町営住宅建築事業の減によるものでございます。

歳入につきましては、１款町税は、新型コロナウイルス感染症の影響により減額での計上、１８款寄附金は、ふるさと寄附金の近年の動向を見据えて増額で計上しております。また、平成３１年度の税制改正に伴い、新たに６款に法人事業税交付金を設けております。

説明は以上でございます。

○議長(牧野 真紀子君) お諮りいたします。

第２２号議案から第３１号議案までの１０件については、議長を除く議員１１名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議したいと思いますが異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 異議なしと認めます。したがって、予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

なお、休憩中に予算特別委員会の正副委員長を選出方をお願いいたします。

午後2時55分休憩

.....
午後3時01分再開

○議長(牧野 真紀子君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に正副委員長を選出していただきました結果、委員長には温水眞議員、副委員長には濱田幸議員ということに決まりましたので、ご報告いたします。

なお、委員長におかれましては、3月8日、9日、10日の3日間、予算特別委員会にて審議をお願いいたしますとともに、本議会最終日に審議結果の報告をお願いいたします。

日程第28. 第32号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第28、第32号議案、工事請負契約の変更について、新宮町立学校校内通信ネットワーク整備工事を議題といたします。

議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(太田 達也君) 第32号議案、工事請負契約の変更についてご説明をいたします。

新宮町立学校校内通信ネットワーク整備工事について、下記のとおり工事請負契約の一部を変更するものでございます。

記といたしまして1、契約金額、変更後の金額を1億4,877万8,300円、内消費税及び地方消費税額は1,352万5,300円に変更するものでございます。変更前の金額1億4,524万700円、内消費税及び地方消費税額1,320万3,700円と比較いたしまして、353万7,600円の増額となっております。2、契約の方法は、随意契約でございます。理由といたしまして、新宮町立学校校内通信ネットワーク整備工事について、設計変更により工事請負契約の内容を変更する必要性が生じたので、変更契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。(1)変更理由といたしまして、新宮東小学校における特別支援学級数の増加に伴い、電源キャビネット設置数を増やす必要性が生じたこと及び全小中学校の職

員室に新たにアクセスポイントを設置するため工事費を増額するものでございます。（２）とい
たしまして、契約の概要、契約の相手方及び工期を参考のため記載をしております。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第３２号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者 １１名、挙手しない者 ０名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第３２号議案は原案のとおり可決されました。

日程第２９．第３３号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第２９、第３３号議案、財産の価格を減額して売却することにつ
いてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 第３３号議案、財産の価格を減額して売却することについて、ご説明
をいたします。

記といたしまして、１、減額して売却する財産の表示は種別、土地。所在、新宮町下府６丁目
９０２番２。面積３１．２８平方メートル。２、売却価格及び３、減額して売却する相手方は、
別紙に記載をさせていただいております。

理由といたしまして、本件は、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第３条の規定によ
らず財産の価格を減額して売却するため、地方自治法第９６条第１項第６号の規定により、町議
会の議決を求めるものでございます。

通常、財産を処分する際につきましては、鑑定額または固定資産の評価額をもとにした実勢価
格を予定価格として、公募または随意契約により処分をさせていただいております。一方、財産
の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第３条において、普通財産の譲与または減額譲渡につ
いて要件を定めておるところでございますけれども、本件は、この規定に該当せず、申出のあった
隣接地権者へ実勢価格での処分協議を進めてまいりましたが、協議が整わず地方自治法第９６
条第１項第６号に基づきまして、議会の議決を求めるということになった経緯がございます。

１ページをお願いいたします。（１）売却価格につきましては、表示しております価格でござ
います。（２）減額して売却する相手方につきましても、記載のと通りの住所、氏名でございま
す。（３）減額して売却する理由は、本町有地は、平成２年１月に都市計画法第４０条第２項の

規定による帰属を受けて以来、未利用地でございまして、当該地は単独での利用が困難な狭小地で、かつ今後の利用計画もない土地でございます。そのような中、隣接地所有者のほうから購入の意思表示をお受けいたしまして、用地売却交渉を続けてまいりましたが、妥結には至っておりません。しかしながら、上記理由によりそのほかに売却の相手方もなく、今後の維持管理面等からも慎重に検討を重ねた結果、通常価格から減額して売却するという結論に至ったものでございます。（４）売却の条件といたしまして、売却に伴う所有権移転登記に要する費用は、相手方の負担によるものとしております。（５）に参考のための位置図をつけさせていただいております。

以上で、議案の説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。濱田議員。

○議員（４番 濱田 幸君） この減額のパーセントはどれぐらいなんですか。

○議長（牧野 真紀子君） 総務課長。

○総務課長（太田 達也君） はい。本件につきましては、説明の中でもいたしましたように固定資産の評価額をもとにした実勢価格というところで通常価格と捉えております。その価格と比較をいたしまして、ここに売却する価格を表示しておりますけれども、その差は約８万円というふうになっております。パーセントに変えて、その形でお答えをさせていただきます。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） はい、よろしいですか。はい、ほかにありませんか。横大路議員。

○議員（１０番 横大路 政之君） はい。お尋ねします。都市計画法第４０条２項に基づくことだということで、私も調べたんですが、これどういう経緯でこういうその土地が発生したのか、当時の経緯をご説明いただきたいんですけど。

○議長（牧野 真紀子君） 総務課長。

○総務課長（太田 達也君） はい。この一体で団地の開発、住宅地の開発ということが行われておりまして、その中で公共的なものというところで、当時は、ごみ置場というような形の公共物の移管といいますか、移譲を受けた土地ということでございます。その後は、現在まで公共的なごみ置場というような使い方はなされずに、普通財産というような形で管理をしているという状況の土地でございます。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。はい、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第３３号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者 １１名、挙手しない者 ０名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第３３号議案は原案のとおり可決されました。

日程第30. 第34号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第30、第34号議案、新宮町東部地区観光交流拠点施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長(高木 昭典君) 第34号議案、新宮町東部地区観光交流拠点施設の指定管理者の指定について説明いたします。

施設の名称、新宮町東部地区観光交流拠点施設。指定管理者の住所、名称及び代表者、新宮町2丁目6番8号、一般社団法人新宮町おもてなし協会、代表理事、堀田晴夫。指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間となっております。

理由といたしまして、新宮町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第1項の規定に基づき、新宮町東部地区観光交流拠点施設の指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、町議会の議決を求めるものでございます。

次ページに、参考資料として選定組織、委員会等の開催経過、指定候補者、選定理由をつけておりますのでご参照ください。

なお、本措置は、条例第5条の規定による特例選定として手続決定しております。

以上でございます。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。北崎議員。

○議員(9番 北崎 和博君) はい。この件だけではないんですけども、大体特例での、要は指定管理とかいうのが結構あるんですけど、その特例の場合であれば指定期間、要は期間を5年ではなく要は3年ぐらいにして、そしてその3年間で精査して総括をしたほうがすごくやっぱり後々のことを考えたらやっぱり効果っちゃうか、いろいろやっぱりいい面が出てくるんじゃないかなろうかと思うんですが、いかがでしょうかね。

○議長(牧野 真紀子君) 産業振興課長。

○産業振興課長(高木 昭典君) はい。今回の決定に際しましては、おもてなし協会という相島とかでも実績があるということで、今後、町の振興ということで観光振興等を担当する部門ということで、こちらのほうでかなり期待できるものということでございますので、そういったことで今回5年ということでさせていただいております。以上です。

○議長(牧野 真紀子君) よろしいですか。

特例とした場合に、5年ではなく3年した方がいいのではということに対しては。

いいですか、吉村副町長。

○副町長(吉村 隆信君) はい。確かに特例選定ということで、複数の中からプロポーザルしたわけではございませんので、おっしゃるような趣旨は重々理解できますが、実際、ここを先ほどの条例案の中にもありましたように、半年ほどは一応準備期間ということで、実際の活動は5年と言いながら4年半になってくるといものと、全く無のものからどういうふうな利用の仕方をしていこうかという検討になる。さらには、少し特別な仕様にするという店舗とかそういうものについては、特別にまたそこに指定管理者にそういう改装をしてもらうこともあるという、その辺のことを考えるとちょっと3年というのが非常に厳しいかなというふうに思っています。ただ、特例だから期間を短くするっていうようなことは、特に法律上は概ね5年ということになっておりますので、その5年で今回選定させていただいたということでございます。

そもそも、その選定の特例にした理由につきましても、やっぱり観光振興のために設立した、町が設立した団体でございますのでやっぱりほかにはないと、それ以外そこが観光に対してのこういう業務を担わなければほかに担うべきものはないというふうなことで特例ということにいたしております。以上です。

○議長(牧野 真紀子君) はい、北崎議員。

○議員(9番 北崎 和博君) この件だけ言ってるんじゃないんですよ。この件だけじゃなくね。要は特例、特命みたいな感じの指定管理は、要は期間を短くしてもその後また同じことで、ただ行政側としては議会議決を経ないといけないのでちょっとしたくないと、長いほうがいいというふうな考えもあるのかもしれませんが、当初、委託料とか最初あって指定管理ができて、当初は短かったんですよ。指定管理になって長くなったんですね。長くなったときの理由は、要は長い期間じゃないとやっぱり業者のほうも収支がとれないとか、採算が合わないとか、そういった理由で5年というふうな長い期間を設定したと思うんですよ。今回みたいに、今回とかその前もあったと思うんですが、もう特例でやりますというときはやはり短いスパンでも契約をしておいて、それをやっぱりその成果とかを出して、それを総括してもう1回3年間するとかいうほうが町のためにもなると思うし、やっぱり事業もやっぱりいろいろ発展させるっていうか、いいほうに持っていくという面では、区切りを3年間ぐらいでやったほうがいいんじゃないかなろうかと私は思うんですよ。そういった意味でやっているんで、今回の件をどうこうじゃなくて、そういう特例とかいうのは短い期間で成果を出させて総括をして、もう1回契約するというほうがいいんじゃないかなろうかと思ってちょっと聞いているんですけども、いかがですか。

○議長(牧野 真紀子君) いいですか。吉村副町長。

○副町長(吉村 隆信君) そういうご趣旨であればですね、特例ということではなくて、公募型も含めましてですね。それぞれの案件にとってどのくらいの期間が1番いいのか。それは柔軟にですね、今後、考えていく必要はあるかと思います。特に特例の場合はもう、ほかに担うべき事業

者が、ないという場合、もう特例理由になってきますんで、公募の場合は、複数の事業者、3年にして、悪ければ再度公募をして、ほかのところを選定することも可能でございますので、特例に限らず、ケースバイケースで、例えば、相島の保育所の場合はですね、今回、何ですか、幼児の数を踏まえて、5年じゃなくて、3年に期間を短くして選定したということもございますので、それぞれのケースに応じて、今後は、考えていきたいと、期間については考えていきたいと、3年から5年の範囲内で考えていきたいというふうに思います。以上です。

○議長(牧野 真紀子君) はい、北崎議員。

○議員(9番 北崎 和博君) あのですね、例えば、事業者からですね、提案をいただいて、そして、指定管理料が幾らで年間幾らで、5年間だったらこうですよとか、いうふうな金額を絡むところもありますよね。そういうのはやっぱり長いほうがね、やっぱ町としてもメリットがあるし、そっちのほうが、町としていいと思うんですけども、ただ、こういうふうな特例のやつに関しては、ある程度の金額の無理があるのかどうかわかりませんが、ある程度、柔軟に対応してる部分があるんで、そういう、特例に関してはね、3年で1回、総括をして、そして次につなげるというほうが、非常に効果が上がるんじゃないかならうかと思ってるんですね。だから、何でもかんでもではなくてですね、やっぱそこら辺考えながらですね、今後、ぜひ、検討ちょうか、やっていただきたいと。いうふうな思いでちょっと聞いたんですけどね。どうですかね。

○議長(牧野 真紀子君) いいですか、吉村副町長。

○副町長(吉村 隆信君) 指定管理者制度につきましてはですね、その効果っていうのは、随時、やっぱり検証していくべきだろうと思っておりますので、期間というのは、今、先ほど申しましたように3年から5年の範囲の間で、1番その、何ですか、効果をしっかり検証した上で、もう少し効果を出していただきたいとか、もう少し、指定管理料っていうのは、さらに上積み、逆に上積みじゃなく削減できるんじゃないかとか、そういうことも視野に入れながらですね、今後の課題とさせていただきますと思います。以上です。

○議長(牧野 真紀子君) ほかにございませんか。高木議員。

○議員(8番 高木 義輔君) 同じところでお尋ねします。先ほど無から有を生むと。そういう流れの中で、指定管理をして、運営をしていきたい。先ほど条例の制定のところでもちょっと少し言わしていただきましたけども、デザインがですね、どういう、運営に対してデザインがどういうデザインなのかっていうのも全然わからないんですよ。前あそこを組み立てるときに、修理をしました。いいですよってそれはもう大事なことでしょ。私も思ってます。しかし、こういうことを、こういう計画でこういう事業をして今それから、ここの柱は絶対いります。これはこうです、水路はこうして、っていうようなことが出てこないといけないと僕は思ってるんですけども、なかなかそれが出なくて、その設備だけが先に先行していつている。今回もそういうふうな

流れの中で、この指定管理者っていうのが出来て、おもてなし協会にする。今1番私は危惧してるのは、おもてなし協会は非常に頑張ってます。いろんなところで、その中でですね、人材がですね、間に合ってるのかどうかというのを非常に危惧してるんです。今までだったらいいでしょう。しかし、今から先どんどん、例えば相島はありましたね、今度こっちでまた別。非常に人材が不足してるんじゃないか。その中でこういう今回のものまで、指定管理してやっていくと、非常に薄くなるんじゃないかと、先ほどおっしゃった無から有を生むんじゃなくて、無からマイナスになる可能性も出てくるんじゃないか。それ非常に危惧しております。人材がおればですね、人材がたくさん、入ってきて、その事業が大きくなるにつれて、いろんな人材が入ってきてっていうのであればですね、危惧するところはないんですが、その辺をね、私は危惧します。結局、この方たちが、指定管理者がやっぱりコントロールする力がないと、いいものが出来てこないですよ。今のおもてなし協会がどうのこうのじゃなく、いろんなアイデアをもらってそれからやるっていうふうな形にしないと、今の固定観念だけでやっていくと、いけないんじゃないか。今回の条例の発展ということを考えてするのであれば、やっぱりその1つのところに固まってする、そういうことはちょっとどうかなっていうふうな、懸念を僕は持ってるんです。ぜひですね、もう1回その辺のことをですね強化しながらやっぱりやっていくべきじゃないかなあと。人材のことを含めてですね、事業のことも含めて、おもてなし協会がいろんなことをまたやりたいという、将来構想を出しましたけど、ほとんど出てませんね、まだ、成果がですね。ある意味では。それは何かといたら、ジビエがどうのこうのとか、いろんないろんな観光も含めて、今少しずつやっています。だからこそ人材が不足してるんじゃないか。ということを言いたいですね。だから、あんまりおもてなし協会ばかりに、負担をかけることはいかなるものだろうか。それについてちょっと。見解を聞きたいと思います。

○議長(牧野 真紀子君) いいですか。福田副町長。

○副町長(福田 猛君) お答えします。今ご指摘があつてます今回の立花口の古民家の活用です。もともとですね、この古民家を活用するときは以前も説明したと思いますけど、この古民家としてのいいものを残していこうということで、大学の先生、研究室も含めて地元の方たちも含めて、どういうふうに古民家の、いわゆる環境を残し、そしてそのあとどういうふうに使っていくかってことで、今回、いろいろ準備をしてきました。で、今回の町が整備してるのは、あくまでもその古民家としての価値感を残して、そして、少しでもその環境を多くの人に提供していこうということですけど、これは使い道については、今回指定管理でお願いする、おもてなし協会が、さらに使いやすいように、また、設備投資をしたり、内装をですね施して、していくという形を今しておりますので、その分を、このおもてなし協会と、地元あるいは町のほうが、どういうふうに関から使っていくかということも少し協議をしながらですね、あくまでもおもてなし協会があ

る程度使いやすいという部分は、おもてなし協会のほうに指定管理しますので、委ねますので、その中で、半年ぐらいかけて、内装改修をしながら、使っていこうという考え方でございます。

議員ご指摘されましたけども、もともとこのおもてなし協会の今の現状でございますが、今古民家のほうの改修はまだ今やってます。でも今の買わしていただいた屋敷、敷地についてはですね、もう既に、体験交流の場として、既に使わせていただけてます。裏口のほうに、農業用倉庫とか、広場がございますのでそこを子ども達が集まっているいろんな体験も実際やってます。ですので、そういった体験交流の場としても今使いながら、一方でその古民家の中をですね、今から使っていくわけですけど、ご指摘のようにその人材が非常に厳しいことはもう重々わかっておりますけどただ、今から使っていく今から活動していく内容を、当然今から検討はしていきますが、それによって、スタッフといいますか、人材を確保していかなきゃいけないだろうと思ってます。というのは今でもですね、大学とか大学生であるとか、今の地域おこし協力隊等の若いメンバーであるとかいろんな人がその中に入ってサポートしてくれてますので、全てを正規の職員で賄うというのは非常にやはり難しいところありますから、正規の職員は少しずつスタッフ増やしておりますけども、その中で、いろんな専門のある人たちが集まってきて、地域の中でいろんな活動をしていくというような多分スタイルをですね今後も考えていかないと、スタッフの部分だけの人材をもうだんだん活動が増えていくから、そういうふうに沿って、人材を求めていくのはなかなか難しいところもございますのでその辺をもう少し長い目で見ていただきたいなと思ってます。ですから、もう無理がないような形は当然していかなきゃいけないんですけども、まずは、今回の活動拠点としての古民家をですね、いかに活用していく、多くの人が集まってもらって、そういう利便性とか、使いやすいなとかいうのを感じてもらいながらの施設にしていかなきゃいけないだろうと思ってますので、その方向性、デザインがまだ具体的には決まってませんけどもある程度、今おもてなし協会のほうとも協議してる部分をですね、今後、半年間で最終的に仕上げて、そして今年の秋から正式に開設オープンしていければなと思ってます。以上でございます。

○議長(牧野 真紀子君) よろしいですか。はい。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) ここで質疑を打ち切り、第34号議案は文教生活常任委員会に付託したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 異議がないので、第34号議案は文教生活常任委員会に付託いたします。上畝地委員長よろしく願いいたします。

日程第31. 第35号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第31、第35号議案、都市公園区域の一部廃止について、的野公園を議題といたします。

議案の説明を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長(桐島 光昭君) 第35号議案、都市公園区域の一部廃止について、ご説明いたします。

本議案は、現在施工しております町道的野～寺浦線道路拡幅工事に伴い、その道路用地として、都市公園である的野公園の敷地の一部を道路用地に編入するもので、新宮町公園条例第3条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

別紙1ページをお願いいたします。町道的野～寺浦線道路拡幅工事は、現道幅員約3メートルの道路を幅員9.5メートルに拡幅する工事で、今回、町道的野～寺浦線沿い約21メートルにわたる的野公園の用地の一部、下の図で黒く塗り潰した部分ですが、この107.67平方メートルを公園用地から道路用地に変更するものでございます。よって、当変更により現公園面積3,282平方メートルは3,174.33平方メートルとなるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第35号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者 11名、挙手しない者 0名〕

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、第35号議案は原案のとおり可決されました。

日程第32. 第36号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第32、第36号議案、相島辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

政策経営課長。

○政策経営課長(阿部 宏紀君) 第36号議案、相島辺地に係る総合整備計画の策定につきまして、上記の議案を別紙のとおり提出いたします。理由といたしまして、相島における公共施設を総合的に整備するため、令和3年度から令和7年度までの5か年間の辺地総合整備計画を定めるに当たり、福岡県知事との協議が整ったため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

1 ページをお開きください。これは総合整備計画書、相島に係るものでございます。1 で、辺地の概況といたしまして、相島。2、公共施設の整備を必要とする事情といたしまして、(1) 相島の概況について載せております。下から3行目後半から、令和2年度よりICTの利便性を享受できるように、相島光ケーブルの敷設及び通信環境の改善を進めていくということで、本年度追加させていただいております。

次の2 ページをお願いします。施設の現状と課題につきまして、6 事業を掲示しております。

3 ページのほうに、その公共的施設の整備計画といたしまして、この6 事業を載せて、その事業費、まず、事業と事業主体ですね。それから事業費、特定財源、一般財源、それから一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を計上しております。

4 ページ最後のページに、福岡県知事職務代理者でございますが、副知事からの同意書につきまして添付をさせていただいております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第36号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者 11名、挙手しない者 0名〕

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、第36号議案は原案のとおり可決されました。

日程第33. 第37号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第33、第37号議案、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(太田 達也君) 第37号議案、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について、ご説明をいたします。

提案理由といたしまして、令和3年4月1日から、田川地区広域環境衛生施設組合が、新規設置により福岡県市町村職員退職手当組合に加入することとなっております。このことに伴いまして、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を増やし、福岡県市町村職員退職手当組合同約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1 ページをお願いいたします。規約改正の中身につきましては、別表第 1 田川郡の項中「下田川清掃施設組合」の次に、「田川地区広域環境衛生施設組合」を加え、別表第 2 第 5 区の項中「下田川清掃施設組合」を「下田川清掃施設組合スペースが入りまして、田川地区広域環境衛生施設組合」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この規約は令和 3 年 4 月 1 日から施行することとなっております。

2 ページから 5 ページまでに、参考資料といたしまして新旧対照表をつけておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第 37 号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者 11 名、挙手しない者 0 名〕

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、第 37 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 34. 第 38 号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第 34、第 38 号議案、新宮町と両筑衛生施設組合との間におけるし尿終末処理事業の事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

環境課長。

○環境課長(安河内 正路君) 第 38 号議案、新宮町と両筑衛生施設組合との間におけるし尿終末処理事業の事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議について、ご説明申し上げます。

理由といたしまして、本町が両筑衛生施設組合に委託しているし尿終末処理事務の委託期間を延長することについて協議するため、議会の議決を求めるものです。

1 ページをお願いいたします。新宮町と両筑衛生施設組合との間におけるし尿終末処理事業の事務の委託に関する規約の一部を次のように改正するものでございます。附則第 2 項中、有効期間「令和 3 年 3 月 31 日」を「令和 4 年 3 月 31 日」に改め、委託期間を 1 年間延長するものでございます。附則といたしまして、この規約は協議成立の日から施行するものでございます。

なお、2 ページに参考資料として新旧対照表をつけております。

以上で説明を終わります。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第38号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者 11名、挙手しない者 0名〕

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、第38号議案は原案のとおり可決されました。

日程第35. 報告第1号

○議長(牧野 真紀子君) 日程第35、報告第1号、令和3年度新宮町土地開発公社事業計画についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長(桐島 光昭君) 報告第1号、令和3年度新宮町土地開発公社事業計画について、ご説明いたします。

1ページをご覧ください。令和3年度の新宮町土地開発公社事業計画につきましては、町事業関連用地取得事業としまして、事業費1億2,170万7,000円。主管課は都市整備課ほか。内容といたしましては、継続事業として実施いたしております町道須川～卯戸線道路改良事業用地。新規に三代土地区画整理事業区域内地権者からの土地の買取り希望及び大字上府地内の都市計画緑地第2号千年家緑地に係る土地の買取り希望がなされている箇所について計上をいたしております。

次に、県事業関連用地取得事業につきましては、事業費154万1,000円。主管課は、福岡県。内容といたしましては、県道拡幅事業用地取得などを予定いたしております。事業費合計1億2,324万8,000円でございます。

説明は以上でございます。

○議長(牧野 真紀子君) 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質問を終わります。

日程第36. 報告第2号

○議長(牧野 真紀子君) 日程第36、報告第2号、令和3年度公益財団法人新宮町文化振興財団事業計画についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

教育長。

○教育長(宮川 優子君) 報告第2号、令和3年度公益財団法人新宮町文化振興財団事業計画をご報告いたします。

事業計画につきましては、2ページから4ページにお示しをしておりますが、令和3年度は、そびあしんぐう開館20周年に当たりまして、コロナ禍ではありますが、それぞれの事業を記念事業として位置づけ実施するものでございます。実施する事業につきましては、新宮町の芸術文化の普及振興及び芸術文化活動の活性化促進を図るため、引き続き4事業分野の事業推進に努めてまいります。

鑑賞型事業の実施に当たりましては、感染状況を見極めるとともに、感染拡大防止対策を十分に講じた上で、幅広い世代の方々にご参加いただける事業の実施を予定しております。その他、伝統芸能や若年世代への文化振興を図る事業にも取り組んでまいります。

また、参加育成型の事業として、これまでも取り組んでまいりました住民参加型ミュージカルにつきましては、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催を断念し、1年延期という形をとりました。令和3年度につきましては、令和2年度に予定しておりましたミュージカルと同じ内容で開催することとしております。感染症の状況にもよりますけれども、感染症対策を十分に講じた上で、地域の文化振興を停滞させることがないよう、また地域にとってもより意義深いものをつくり上げることができるものと考えております。ミュージカルの練習にあわせまして、新宮町の歴史や自然、伝統文化を感じられるようなワークショップを実施することで、郷土愛や文化芸術への理解を高め、文化芸術を通じた人づくり、まちづくりへの貢献を図ってまいりたいと考えております。なお、住民参加型ミュージカルにおきましては、一般財団法人自治総合センターの助成金をただいま申請中でございます。

続きまして、収支予算について、9ページをお願いいたします。財団としての総収入は4,828万5,800円、総支出は4,786万4,800円でございます。収支差額の42万1,000円につきましては、財政調整積立金として活用させていただきます。

なお、一部の鑑賞型事業におきましては、昼のみの公演ではなく昼、夜の2回公演を開催するなど、事業に係る収支を改善するとともに、より多くの住民の皆様方に参加の機会を提供できるように企画をしてみたいというふうに思っております。

6ページ以降に事業別の収支計画を記載しておりますので、ご参照ください。

以上、令和3年度公益財団法人新宮町文化振興財団事業計画及び収支予算のご報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(牧野 真紀子君) 質問を許可いたします。濱田議員。

○議員(4番 濱田 幸君) はい。8ページの広報事業のところのそびあまがじん3万部ですかね。3万部×4回の発行ということなんですけど、ここのところの通信運搬費62万円とありますけ

ど、これの内訳ってというか、大体でいいんですけど、どういったものなんでしょうか。

○議長(牧野 真紀子君) 社会教育課長。

○社会教育課長(西田 大輔君) はい、お答えいたします。通信運搬費ですので、郵送で送っておりますので、これ切手代になります。

○議長(牧野 真紀子君) よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質問を終わります。

日程第37. 報告第3号

○議長(牧野 真紀子君) 日程第37、報告第3号、新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課(太田 達也君) 報告第3号、新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について、ご説明をいたします。

新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告に関する条例第2条の規定により、新宮町議会の議決事件に該当しない契約について議会に報告するものでございます。

1ページをお願いいたします。1ページから4ページまで、それぞれの契約ごとの明細を掲載させていただいております。令和2年11月1日から令和3年1月31日まででございまして、予定価格が130万円以上の工事または製造の請負契約に関するものは、一般会計で14件、特別会計ではございませんでした。水道事業会計、公共下水道事業会計で2件でございます。また、50万円以上の委託契約につきましては、一般会計で10件、特別会計で1件、水道事業会計、公共下水道事業会計で1件でございます。

参考資料といたしまして、入札結果表を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長(牧野 真紀子君) 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質問を終わります。

日程第38. 報告第4号

○議長(牧野 真紀子君) 日程第38、報告第4号、例月出納検査結果報告についてが提出されております。

質問があれば、監査委員にお尋ねください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質問を終わります。

以上で報告を終わります。

○議長(牧野 真紀子君) お諮りいたします。

本会議の会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第44条の規定により議長に委任していただきたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) ご異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字の整理訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

これをもちまして本日の日程を終了し、散会いたします。

お疲れさまでした。

午後3時52分散会
